

令和5年決算特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和5年10月24日（火）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	山口 仁美 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	植山 太介 君	委員	竹下 智行 君
委員	前田 幸一 君	委員	久保 史睦 君
委員	宮田 竜二 君	委員	徳田 修和 君
委員	仮屋 国治 君	委員	下深迫 孝二 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員 前島 広紀 君

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	西元 剛 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	土木課長	笛田 純一 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建築指導課長	山田 拓也 君
都市計画課長	秋窪 達郎 君	区画整理課長	岩元 龍己 君
建築住宅課課長補佐	鶴ヶ野 浩二 君	建設政策課主幹	丸山 省吾 君
建設施設管理課主幹	落水田 剛 君	建設施設管理課	桑幡 孝志 君
土木課主幹	立山 和幸 君	土木課主幹	徳重 和博 君
土木課主幹	叶 和美 君	建築住宅課主幹	和田 清仁 君
建築住宅課主幹	迫 則男 君	建築指導課主幹	中澤 クミ子 君
建築指導課主幹	福盛 忍 君	都市計画課主幹	深迫 康幸 君
区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君	区画整理課主幹	原田 聡 君
建設施設管理課道路管理グループ長	海江田 和大 君	建設施設管理課道路維持第2グループ長	上脇田 良人 君
都市計画課都市計画グループ長	米田 大祐 君	建築指導課建築審査グループ長	小濱 直人 君
建築住宅課住宅収納グループ長	南郷 正輝 君	建設政策課用地Gサブリター	鶴丸 雅人 君
土木課道路整備第2Gサブリター	園田 宣仁 君	土木課河川港湾Gサブリター	山内 武志 君
都市計画課都市整備Gサブリター	永山 正姿郎 君	区画整理課業務第2Gサブリター	中尾 伸也 君
建設政策課政策G主査	今村 翔 君		
霧島総合支所副総合支所長兼市民生活課長	江口 元幸 君	霧島総合支所市民生活課主幹	貴島 俊一 君
霧島総合支所市民生活課主幹	冷水 辰雄 君	霧島総合支所市民生活課温泉G主査	上平熊 学 君
上下水道部長	上小園 伸一 君	上下水道総務課長	寶徳 太 君
水道工務課長	養田 健 君	下水道工務課長	三島 由起博 君
上下水道総務課主幹	瀧間 宏 君	上下水道総務課主幹	福田 覚 君
水道工務課主幹	深水 孝志 君	下水道工務課主幹	前田 裕明 君
下水道工務課主幹	八反田 竜一 君	水道工務課工務第1グループ長	岩元 陽一 君
上下水道総務課政策Gサブリター	藤田 守孝 君	水道工務課工務第1Gサブリター	崎山 康仁 君
水道工務課工務第2Gサブリター	岩城 宣丈 君	水道工務課工務第2Gサブリター	渡部 司 君
下水道工務課雨水Gサブリター	伊澤 由記 君	下水道工務課下水Gサブリター	桐原 隆志 君

上下水道総務課政策G主任主事 田之上 和樹 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会への付託案件のうち、本日の審査及び議決案件は、次のとおりである。

議案第65号 令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 令和4年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 令和4年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和4年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 令和4年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 令和4年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 令和4年度霧島市水道事業会計決算認定について

議案第72号 令和4年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

議案第73号 令和4年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について

議案第74号 令和4年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

議案第75号 令和4年度霧島市病院事業会計決算認定について

議案第76号 令和4年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

議案第77号 令和4年度霧島市下水道事業会計決算認定について

議案第78号 令和4年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（山口仁美君）

本日は、決算関係議案14件の審査を行います。ここで発言の申出がありましたので、これを許可します。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

昨日植山委員から御質問ありました昨年購入しました空撮用の専用のドローンということで、耐用年数のほうですけども、5年ということになっておりますのでよろしくお願ひします。

△ 議案第70号 令和4年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（山口仁美君）

まず、議案第70号、令和4年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

議案第70号令和4年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を説明いたします。決算書の262ページ～278ページ。霧島市温泉供給事業は、霧島地区及び牧園地区で行っており、歳入・歳出予算現額は1億132万5,000円で、歳入調定額は1億1,155万2,739円。収入済額は1億152万3,459円。不納欠損額は、ゼロ円。収入未済額は、1,002万9,280円。支出済額は8,870万3,430円。翌年度への繰越額は1,000万円。不用額は262万1,570円です。また、歳入歳出差引残額は1,282万29円となっております。支出済額の内訳として総務費は8,870万3,430円で、人件費、施設管理に係る費用及び混合槽遠隔監視通報装置設置工事、市道永池～湯之野線温泉管布設替災害復旧工事に係る工事請負費などです。以上で温泉供給特別会計決算の概要説明を終わりますが、決算に係る主要な施策の成果等については、霧島総合支所市民生活課長が説明いたし

ますのでよろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（江口元幸君）

霧島市温泉供給事業は、令和4年度末現在、霧島地区では旅館及び病院などの営業用が24件、共同浴場が6件、家庭用が238件の計268件。また、牧園地区では20件。両地区で合計288件へ供給しており、観光の振興や住民の健康増進を図っているところです。現状として、霧島地区では蒸気井の蒸気も温度低下はなく、温泉造成量も確保できておりますが、令和4年度は台風14号災害で温泉管が被災し、温泉給湯を停止せざるを得ませんでした。しかし、早期に仮設温泉管の復旧を実施したことにより、その後は安定した温泉供給を行うことができました。また、牧園地区においては、給湯施設等に大きな故障等もなく安定した状態で温泉供給をすることができました。これからも、安定供給をおこなうため、現在の施設を適正に維持し、今後も老朽化に伴う温泉施設の改修等を計画的に進めてまいります。令和4年度中の具体的措置としては、温泉造成時の異常等が発生した場合の管理体制の改善を図るため、混合槽遠隔監視装置工事を実施しております。また、温泉管の本復旧に向けて市道永池～湯之野線温泉管布設替災害復旧工事にも着手しております。以上で令和4年度霧島市温泉供給特別会計決算の内容説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（山口仁美君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

口述の中で台風14号で温泉管が被災したというところがございますが、大体どのぐらいの期間温泉が使用できなかったのか、またそれに伴って営業用で使用されてる方や共同浴場で経済損失は出なかったのかその確認をさせてください。

○霧島総合支所市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

施策の成果のところにも書いておりますけど、温泉管が被災しまして9月18日から9月の末まで10日間程度、温泉の供給が停止したところでした。営業の方につきましては、ちょうど行楽シーズンというか、連休等も挟んでいて影響等を懸念されたところもあったんですけど、自然災害ということで、それについて理解いただいたんですが、具体的な経済損失額とかそこまでは把握してません。ただ、宿泊等のキャンセルがあったということはお聴きしております。

○委員（徳田修和君）

自然災害である程度御納得されている部分あったということですが、そういうキャンセル等があったことで何か市に対して、何か補填を要求されたりとか、何か協議をするような機会も特になかったという理解でよろしかったでしょうか。

○霧島総合支所市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

特に営業の方はいろんな影響があるということで、課長等とすぐ営業施設のほうにはお詫びというか、事情説明にまわったらそれについて皆さん御理解をいただいて、温泉料等の何か減免措置とかできないかということもあったんですけど、災害ですので条例等でもそれはできなかったのも、何かその辺がちょっと問題になるのかなと心配してたんんですけど、特に営業の方からは何も出ませんでした。

○委員（宮内 博君）

附属書の272ページですけれど、事業収入の関係ですね温泉使用料の滞納繰越し分ということで報告があって、調定額に対して収入未済額が945万5,540円と、滞納繰越し分の関係で報告があるんですけども、その分現年度回収できたのは約15%ということになってますが、この内容について詳しく報告をしてください。

○霧島総合支所市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

収入未済額が1,002万9,280円なのですが全体で13件の滞納がありまして、3年度までが11件の945万5,540円、4年度分が3件で57万3,740円ということで、1件4年度分については3年度までの重複がありますので、件数については13件ということで、これにつきましては前年度の件数というのは法人とか個人の人の人数というか件数なのですが、15件から13件に件数が減少しております。金額についても114万1,540円の減少になっております。

○委員（宮内 博君）

いや、具体的に説明をしてもらいたいということでお願いしたんですけど。いわゆる収入未済額は945万5,540円ということで報告がありますよね。収入未済になっている分の具体的な中身を報告してください。

○霧島総合支所市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

営業が5件で811万6,910円です。あと個人の方が8件で191万2,370円です。今その中に4年度分の3件が57万3,740円が入ってましたので。[下記に追加答弁あり]

○委員長（山口仁美君）

休憩します。

「休憩 午前 9時10分」

「再開 午後 9時15分」

○委員長（山口仁美君）

再開します。ほかにありませんか。

○委員（植山太介君）

1点お伺いさせてください。課長の口述書にもありますけども、温泉管の本復旧に向けて工事にも着手していますと述べられておりましたが、復旧の予定、これぐらいの計画で本復旧になるだろうという見込みが分かっていたらお示してください。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループ主査（上平熊学君）

10月31日が工期の最終日となっております、もう現場のほうは進んでおりまして、書類を待っているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

現地調査をしたときに、混合槽遠隔監視装置工事を実施しておりますということで、かなり今スマホですで見られるようになったということで便利になったと。現地まで行かなくて済むようになったということですが、この相対的な費用は幾らかかっているんですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループ主査（上平熊学君）

1,122万円でございます。

○副委員長（今吉直樹君）

霧島地区で給湯している令和4年度268件ということなのですが、余力、今後何件ほどまで給湯が可能なのか、その余力について現在お持ちの情報をお示しをお願いします。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（江口元幸君）

温泉造成量につきましては日額で計上しておりますが、あと旅館、あるいは個人それぞれの区分がございますので、また後ほどこちらのほうで想定できる範囲の数字をお知らせしたいと思います。申し訳ございません。[43ページに答弁あり]

○霧島総合支所市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

先ほどの内訳を言います。945万5,540円の内訳としては、営業用が4件755万9,230円。一般の方が6件で189万6,310円です。営業の方についても今、分割で返納されているので、少しずつ減ってきてるところです。今営業なんかで供給している方については、一応、支払いを、現年度分の滞納

がある場合求めるということで、令和4年4月から定期的な分納ということで、月に2万円ずつ、分割納付の過去の分をしていただいたところです。

○委員（宮内 博君）

営業用が4件ということで755万9,230円とおっしゃいましたね。この4件、それぞれ1件ごとに金額が大きい順にちょっと説明をお願いします。

○霧島総合支所市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

営業用の1番大きいところが502万4,060円です。2番目が187万440円。そして、既に営業自体をされていないんですけど営業の本滞納で残っているところが、30万8,030円と35万6,700円です。

○委員（宮内 博君）

この最も金額が大きい502万円以上のですね方っていうのは、既に廃業をされてるということなんでしょうか。

○霧島総合支所市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

今まだ営業されてまして、以前の分については現年度分を払いながら、過去の分は分割して、それとセットで今、滞納のないように毎月支払っていただいています。

○委員（宮内 博君）

あとその2番目に大きい方は187万数千円という方はどういう状況ですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

2番目の方につきましては、四、五年前から計画的に現年度分と過去の分を分割納付していただいています。

○委員（宮内 博君）

そうしますとこの営業用の4件については分割納付で少しずつ滞納額は減少していくということにはなっていると。全く納めないという、納めることができてないというような状況の方はいらっしゃらないと。あとその個人の6件ですね。個人にしても189万円余りということですので、金額的に大きいんですけど、この方々も分納という形ですと納めるということになってるという理解でよろしいですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

今現在給湯してる方については、滞納すれば温泉の供給はできませんよということで理解をいただいて、それぞれ分納させていただいてるんですけど、過去の滞納でもうこちらにいらっしゃらない外国にいる方とか、滞納を減らせない部分もあります。営業についても営業の現在給湯されてる方については、それが分納されてるんですけど、過去の分については、そこら辺の手がかり、手段、手がかりというか連絡等もまだとれないところなんかもあるところです。個人の方についても、件数が去年から減ったんですけど、理解いただいて過去、以前の分の滞納なんかも払っていただいて、ゼロになったりとかなくなってます。だから去年からすると滞納額は、やはり減少を、去年、おとし減少してるところです。

○委員（宮内 博君）

決算資料を見ると不納欠損で処理は1件もないわけですよ。これは不納欠損できる期限というのが一定期間必要だろうというふうに思いますが、今のお話では回収できないものもあるということなんですけれども、それらの会計処理っていうのは今後どうなっていくんですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

温泉の使用料は税金なんかと多少仕組みが違うところもあるということで、今その辺の部分についても、自分なんかもなかなか勉強しないともあって、公債権とか私債権の取扱いとか、この前文書法制のほうでも研修がありましたので受けたり、あと収納課のほうなんかとも、これちょっとダブっている方もいらっしゃるの、そこもちょっと連携を図って請求書を送ったりとか、そうい

うのを今協議をしたりしてるところです。

○委員（徳田修和君）

関連です。6件の家庭用の部分で今もう現在供給されていない方がいるっていうようなお話でしたけども、この6件のうち現在使われてなくて回収が困難な部分っていうのが、今御報告いただいたうちに、幾らほどあるのか確認をさせていただいてよろしいですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

今その6件のうちの1件については止めてはいるんですけど、去年から分納いただいているんですが、残りのちょっと5件については、外国にいらっしゃる方とか連絡先とかなかなか取れない部分があるので、今後もそこについては何らかの連絡先とか、ちょっと図りながら改修に向けて今取組をしているところです。去年もこれ以外の分については解決した部分があって、解決しない分が、実際5件は進捗がちょっと進んでないところです。

○委員（下深迫孝二君）

霧島総合支所長。もう少しね決算にきてるわけですから、もう少し不能になってるのが幾らとか、ちょっとびしっと答えられるようにしてもらわないとですよ。決算にきて書面の上にも出てない。そしてこちらから聴けば答えていただくというのではですよ。ちょっとおかしいんじゃないですか。どう思われますか。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（江口元幸君）

大変申し訳ございません。こちらのほうで資料が若干不足をしております、委員の皆様方に大変御迷惑をおかけしております。今、御質問のありました件につきましては1回持ち帰らせていただきまして、また後ほど数字等を含めまして御報告をさせていただければありがたいと思っております。すいませんがその詳しい数字等につきましては、また後ほどお持ちをしたいというふうに考えております。申し訳ございません。[43ページに答弁あり]

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第70号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時25分」

「再 開 午前 9時30分」

△ 議案第65号 令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第65号、令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

それでは、議案第65号令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、建設部の総括説明をいたします。決算書の120～121ページ。土木費の予算現額の総額52億3,738万円、支出済額39億3,725万5,769円、翌年度への繰越額11億5,945万6,000円、不用額1億4,066万8,231円です。なお、この土木費の中には、総務部 工事契約検査課に係る費用も含まれております。決算書の158～159ページ。次に、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費は、予算現額20億3,239万5,000円で、支出済額6億8,477万5,504円、翌年度への繰越額12億5,953万9,000円、不用額8,808万496円です。主なものは、土木施設の災害復旧に係る費用です。以上で建設部関係の総括

説明を終わりますが、各課の決算に係る主要な施策の成果等については、各担当課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建設政策課長（竹下淳一君）

建設政策課分について、ご説明いたします。主要な施策の成果 106 ページ、決算書は 120 ページから 131 ページになります。土木総務費の未登記整備事業については、合併直後、公共事業用地の未登記の原因調査・証拠書類等の保管状況調査を実施いたしました。その結果、未登記原因の顛末書類がほとんど残っておらず、また、当時の登記承諾書及び地積測量図等も現行の不動産登記法に適用できないことから、外部への業務委託により、あらためて土地調査等を実施しながら未登記の解消に努めているところです。成果としましては、土地調査 20 筆のほか、前年度までの測量済箇所や令和 4 年度の測量調査により作成した登記書類に基づき、17 筆の未登記を処理したことで、私権の設定等を防止することができ、公有財産の適正な管理が図られました。以上で建設政策課分の説明を終わります。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

続きまして、建設施設管理課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果 107 ページ、決算書は 120 ページから 123 ページです。土木総務費の市道・橋梁台帳整備事業では、新たに市道認定した路線の台帳作成や道路改良工事などにより道路現況に変更が生じた路線の台帳補正に、委託料 685 万 7,400 円を執行しました。これにより、道路台帳及び橋梁台帳の情報整備が整い、地方交付税の算定基礎となる道路数値の把握や道路台帳図のシステムデータ更新により市道確認が容易になり、許認可申請に対する利便性・迅速化を図ることができました。次に、主要な施策の成果 107 ページから 109 ページ、決算書は 122 ページから 125 ページです。道路橋梁維持費の地方改善施設整備事業では、工事請負費 438 万 4,257 円で隼人地区真孝西～山王上線の道路維持工事を実施し、地域の利便性の向上と安全性の確保を図りました。道路維持改良事業では、委託料 459 万 5,600 円で、9 件の測量設計を行いました。工事請負費 7,069 万 8,177 円で、R 4 新川 3 号線ほか交付金道路維持工事など 9 件を執行し、舗装や側溝等の改修を行い、通行の安全を図りました。公有財産購入費に 213 万 1,584 円、補償補填及び賠償金 55 万 3,624 円を執行し、工事箇所の用地を確保しました。道路維持管理事業では、修繕料 2 億 355 万 1,635 円で道路の舗装や側溝などの修繕を 590 件行い、委託料 1 億 1,637 万 2,379 円で、道路管理業務・草払い・街路樹管理などを 82 件委託し、通行の安全や危険防止を図り地域住民の要望に応えることができました。橋梁長寿命化修繕事業では、委託料 1 億 2,292 万 8,630 円で観音橋など 12 橋の橋梁補修設計業務と 8 工区の橋梁定期点検業務の委託、また工事請負費の現年度分 8,714 万 6,000 円で狩川 2 号橋など橋梁補修工事 8 件と繰越分 2,435 万 8,000 円で奈良田橋橋梁補修工事を執行し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の長寿命化を図ることができました。道路アダプト制度事業では、令和 4 年度に 4 団体の脱退及び 2 団体の活動休止があり合計 79 団体となりました。実施延長約 77km で草払いや掃活動をして頂き、主要道路の環境・景観及び機能の維持保全が図られました。道路施設防災安全対策事業では、委託料 436 万 9,000 円で R 4 木之房～上野線交付金測量設計業務の設計業務を委託し、また工事請負費の現年度分 1 億 4,318 万 6,000 円で舗装工事 9 件を執行し、繰越分 1,101 万 4,000 円で萩の元～黒石線の法面工事を執行し、利用者の安心安全な道路交通環境を確保することができました。トンネル長寿命化修繕事業では、委託料 1,678 万 80 円で 2 件の補修設計業務を委託し、トンネルの長寿命化を図ることができました。次に、主要な施策の成果 109 ページから 110 ページ、決算書は 130 ページから 131 ページです。公園費の公園管理事務事業では、修繕料 549 万 774 円で宮の杜ふれあい公園多目的トイレ修繕等を実施し、また委託料 1,206 万 8,797 円で天降川ふるさとの川河川公園管理業務等を委託し、適切な維持管理を行い、利用者が安心・安全・快適に利用できる公園としての機能を確保しました。都市公園管理事業、城山公園管理事業、丸岡公園管理事業では、指定管理者

制度による管理を行い、市民のゆとりとやすらぎの場として利用しやすい公園を提供できました。公園改修事業では、安全に公園が使用できるよう、修繕料 193 万 8,200 円で城山公園乗馬シーソー修繕など 5 件を実施しました。また、委託料 3,470 万 1,480 円で R 4 霧島市都市公園事業費用対効果分析調査業務委託等を委託し、公園施設長寿命化計画の見直しを行い、また令和 5 年度以降に計画している社会資本整備総合交付金事業導入の基礎資料としました。次に、主要な施策の成果 111 ページから 112 ページ、決算書は 158 ページから 159 ページです。土木施設災害復旧費の道路施設災害復旧事業では、公共土木施設災害応急対策業務委託により、豪雨や台風時の崩土除去、倒木除去等を委託し、工事請負費の現年度分 1 億 8,855 万 4,000 円で牧園～湧水線など計 21 件、繰越分 4,372 万 5,000 円で木場線など計 2 件の災害復旧工事を実施し、被災箇所のある早急な復旧により二次災害が防止され、市民生活の安全が図られました。また、工事に係る公有財産購入費で 240 万 6,759 円、補償補填及び賠償金で 58 万 9,700 円を執行し、工事箇所の用地を確保しました。公園施設災害復旧事業では工事請負費の繰越分 630 万 5,000 円で丸岡公園災害復旧工事を実施し、被災箇所のある早急な復旧により、公園利用者の安全が図られました。以上で建設施設管理課分の説明を終わります。

○建設部土木課長（笛田 純一君）

続きまして、土木課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果 113 ページ、決算書は 124 ページから 125 ページです。道路新設改良費については、具体的措置として、委託料の現年度分 8,142 万 8,980 円で、芦谷～下川内線地質調査業務委託など 14 件、繰越分 1,020 万円で今村～黒葛原線 1 件、工事請負費の現年度分 1 億 8,722 万 8,586 円で、横川～山ヶ野線など 12 件、繰越分 6,746 万円で、平野線など 4 件、また、工事に係る公有財産購入費の現年度分 1,468 万 6,922 円と繰越分 43 万 5,074 円、補償補填及び賠償金の現年度分 1,626 万 8,051 円と繰越分 110 万 3,171 円を執行しました。なお、地区別では国分地区で口輪野～永迫線外 8 路線、横川地区で今村～黒葛原線外 2 路線、牧園地区で宿窪田線の 1 路線、霧島地区で泉水～市後柄線外 2 路線、福山地区で福地線外 2 路線、合わせて 19 路線の事業を行っています。成果として、工事着手に必要な実施測量設計のほか、用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、道路の拡幅やカーブの修正、側溝等の整備を行い、車輛や歩行者の通行の安全が図られました。次に、主要な施策の成果 114 ページ、決算書は 124 ページから 127 ページです。幹線市道整備事業費については、具体的措置として、委託料の現年度分 1,271 万 9,000 円で、川跡～有下線不動産鑑定業務委託など 3 件、工事請負費の現年度分 5,021 万円で、論地通り 1 号線など 2 件また、工事に係る公有財産購入費の現年度分 703 万 5,979 円、補償補填及び賠償金の現年度分 4,408 万 5,027 円を執行しました。なお、地区別では、国分地区で川跡～有下線の 1 路線、溝辺地区で馬立～北原線外 1 路線、合わせて 3 路線の事業を行っています。成果として、川跡～有下線及び論地通り 1 号線の工事や川跡～有下線及び馬立～北原線の用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果 115 ページ、決算書は 126 ページから 127 ページです。河川管理費については、具体的措置として、委託料の現年度分 1,980 万 9,889 円で、天降川等の水門管理委託や市の管理する河川に係る草木類の伐採など 28 件を執行し、水門や河川の適正な維持管理により水害の未然防止が図られました。繰越分 737 万 8,448 円で、県単急傾斜地崩壊対策事業論地地区で工事に向けて必要な資料が作成されました。工事請負費の現年度分 1,810 万円で、県単急傾斜地崩壊対策工事湯ノ窪地区など 2 件を執行し、土砂災害から住民の生命・財産を守ることができました。負担金補助及び交付金 3,080 万円は、県営事業で土石流や土砂流出及び崖崩れの恐れがある急傾斜地など 10 件の砂防関係事業が行われ、市の負担金として支出しています。次に、主要な施策の成果 116 ページ、決算書は 126 ページから 127 ページです。港湾管理費については、具体的措置として、委託料 118 万 8,924 円で、隼人港の防潮扉、国分敷根・福山海岸の陸間管理委託及び福山海浜緑地広場の維持管理業務を委託し、防潮扉等の適正な維持管理により水害防止が図られ、また、福山港を訪れる市民

が快適に施設利用できました。次に、主要な施策の成果 116 ページ、決算書は 158 ページから 159 ページです。土木施設災害復旧費の河川施設災害については、委託料 195 万 8,000 円で、4 件の測量設計業務委託を執行しました。工事請負費の繰越分 653 万 4,000 円で、野辺田川河川災害復旧工事を執行しました。成果として、被災箇所の早急な復旧により、被災拡大や二次災害が防止され、市民生活の安全が図られました。以上で土木課分の説明を終わります。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

続きまして、建築住宅課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果 118 ページ、決算書は 120 ページから 123 ページです。土木総務費のうち、省エネモデル住宅管理事業については、平成 24 年にオープンし 11 年が経過しました。令和 4 年度の省エネモデル住宅城山の家の来館者数は 4,132 名であり、見学者から「住宅の新築や改修の際は、省エネ設備を取り入れたい」という意見もあり、省エネや環境への関心を高めることができました。次に、主要な施策の成果 117 ページ、決算書は 130 ページから 133 ページです。住宅管理費の市営住宅維持管理事業については、現状として、施設の経年劣化による修繕や樹木の伐採等の要望が増えており、良好な住環境を保つために効率的・効果的な修繕などが求められています。管理戸数は令和 4 年度末で、公営住宅 4,056 戸、準公営住宅 19 戸、特定公共賃貸住宅 166 戸、単独住宅 231 戸の合計 4,472 戸です。老朽化に伴う解体等による減で、昨年度と比較し 21 戸の減となっています。施策の方向としては、市営住宅を良好な状態に保ち、入居者に安全で快適な住環境を提供するため、指定管理者制度を導入し、住宅設備の保守点検や修繕を行っています。具体的措置として、指定管理者への委託料 1 億 8,170 万 365 円、牧園地区のグリーンビレッジ牧園小谷住宅緊急通報設備改修工事設計業務委託が 330 万円、その他既に解体撤去している住宅跡地の草払い作業などが 145 万 7,695 円で、委託料の合計で 1 億 8,645 万 8,060 円を執行しました。修繕料 5,126 万 9,978 円は、退去時の修繕など 80 件です。成果として、入居者の安全かつ快適な住環境の向上が図られました。次に、主要な施策の成果 118 ページ、決算書は同じく 130 ページから 133 ページです。市営住宅浄化槽改善事業については、単独浄化槽などから合併浄化槽への改修や下水道への接続を行うもので、具体的措置として、工事請負費 2,382 万 5,732 円は、横川地区の第二山住住宅浄化槽改修工事、隼人地区の住吉団地下水道接続工事を執行しました。成果として、住環境の向上及び水質改善を図ることができました。市営住宅改善事業については、具体的措置として、委託料 760 万 1,000 円は、国分地区の大野原団地 8・11 号棟外壁改修工事の設計業務など 14 件、工事請負費 1 億 3,837 万 5,000 円は、国分地区の大野原団地 7 号棟個別改善工事など 5 件を執行しました。成果として、外壁等の改修、老朽化した設備の改善設計を行ったことにより、次年度以降の計画がたち、個別改善工事を行ったことで、市営住宅等の長寿命化が図られ、安全で快適な住環境が確保できました。次に、主要な施策の成果 119 ページ、決算書は同じく 130 ページから 133 ページです。老朽住宅除去事業については、退去が完了し、老朽化した住宅を解体するもので、具体的措置として、委託料 319 万円は、老朽市営住宅除去工事の設計業務など 3 件、工事請負費 2,505 万 8,000 円は、霧島地区の老朽市営住宅除去工事など 7 件、用途廃止住宅の移転補償費を 25 件分で、427 万 5,000 円執行しました。成果として、市営住宅の総量縮減及び管理戸数の適正化につなげることができました。次に、主要な施策の成果 120 ページ、決算書は 26 ページから 27 ページ及び 130 ページから 133 ページです。住宅使用料収納事務については、現年度分は調定額 6 億 5,347 万 8,300 円に対し、収入が 6 億 5,213 万 5,500 円で徴収率 99.79%です。過年度分は調定額 1 億 3,490 万 7,933 円に対し、収入が 441 万 450 円で徴収率 3.27%です。具体的措置として、滞納者に対しては電話や戸別訪問などを粘り強く取り組んでおり、また、連帯保証人に対しては滞納状況を通知するとともに、納付指導を行って頂くように依頼しています。次に、主要な施策の成果 120 ページ、決算書は 58 ページから 59 ページ及び 130 ページから 133 ページです。住宅新築資金等貸付事業については、過年度分は調定額 2 億

6,214万3,251円に対し、収入が1,307万8,176円で徴収率4.99%です。具体的措置として、戸別訪問を行い粘り強く交渉した結果、少額ではありますが、定期的に納入するようになってきていますので、引き続き長期滞納者を中心に粘り強く納付指導を行い、徴収率の向上に努めていきます。次に、主要な施策の成果119ページ、決算書は158ページから159ページです。住宅施設災害復旧費については、具体的措置として、委託料60万5,000円は、落雷により被災した隼人地区の菩提寺団地給水ポンプ更新工事の設計業務を執行しました。また、工事請負費は、同じく菩提寺団地給水ポンプ更新工事の契約額584万1,264円のうち230万円を執行し、残りは令和5年度に繰越しています。成果として、被災した給水ポンプを復旧したことで、住環境を整えることができました。以上で建築住宅課分の説明を終わります。

○建築指導課長（山田拓也君）

続きまして、建築指導課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果121ページ、決算書は122ページから123ページです。建築確認審査業務等については・建築基準法の規定に基づき建築主事を置き、建築物に関する関係法令への適合について審査、検査等を行うほか、法令に関する啓発や法令違反の指導等を行うと共に、崖や道路の取扱い、法令解釈などの相談対応を実施しております。具体的な取組としては、令和4年度は建築基準法に基づく建築物・工作物に係る確認申請について166件、計画変更申請14件の審査と、同じく完了検査の申請について163件の検査を実施しました。そのほか、共同住宅の建築計画について、建築主等と事前協議を行う「共同住宅等建築計画書」など市条例に基づく申請に対する審査を18件行いました。また、建築に関する相談においては、必要に応じ、現地確認や県への照会等を行い、対応するとともに、建築主等に対し法に基づく完了検査の受検を促すパンフレットを配布するなど、完了検査受検の啓発にも取り組んだところです。・成果としては市民からの建築相談、建築確認申請・完了検査等について、適切な事務処理が図られ、また、完了検査の受検に対する理解等の向上を図ることができました。そのほか、地域の生活環境を損ねることがないように共同住宅の建築主等に対し、自治会との事前協議等の配慮を求めることができました。次に建築物耐震改修促進事業については建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発に努めるほか、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため建築物の所有者に対する支援を行っております。具体的な取組としては、木造住宅については、霧島市耐震改修促進計画に基づき霧島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、旧耐震と思われる木造住宅の所有者に対し、耐震化普及啓発のチラシを配布しました。また、旅館、ホテル等の大規模建築物については、令和3年度に交付決定をした施設についての補強設計が、年度内完成が困難になったことから、交付決定を取り消しました。このほか、1件について、耐震補強設計の費用について交付決定を行い、費用の一部を助成し、引き続き耐震改修工事について、の費用の一部に交付決定を行いました。成果としては木造住宅については、耐震診断を2件行い、耐震性がないことが分ったため、耐震改修工事を1件行うことにより、耐震性が確保されました。併せて、市民ギャラリーで、木造耐震に関するパネル展示を行ったり、チラシ配布を行うことで、多くの市民が建築物の耐震性に関し、理解を深めてもらうことができました。このほか、耐震性のない大規模建築物の1件については、補強設計を行い、耐震改修工事に着手し、今年度中に完了予定です。次に、主要な施策の成果122ページ、決算書は同じく122ページから123ページです。空家等対策事業については、空家数の増加に伴い、適正に管理されていない空家がさらに発生し、市民生活への悪影響がますます顕著化することが見込まれることから空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、管理不十分な空家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、本市における空家対策に係る課題等に対し、庁内連携の取りまとめ等を行っております。具体的な取組としては、令和4年度は、市民からの相談や通報があった51件の空家について現地調査等を実施し、空家所有者を特定した上で、空家の適正な管理を求めるとともに、相談窓口など

必要な情報の提供や助言を行いました。また、倒壊のおそれが高いと判断した特定空家について法に基づく指導等を行うことで、2件が自主的に除却を行いました。さらに、これまでに指導等を行った202件の空家について現状確認などを行い、空家もたらす問題の解決を図るため、所有者に対し、アンケート調査を実施し、空家等対策に関する協定を締結した専門家団体と空家等の対策に関する相談会を文書で実施しました。また、老朽危険空家の解体工事について、費用の一部を助成しました。成果としては所有者等に対して意向調査や指導等を通して、所有者等への意識啓発が図られたことにより、13件が一部補修・除却等の措置が図られ、これまでに129件が改善されたところです。また、老朽危険空家の解体工事について16件の申請があり、解体費用の一部を助成することで、老朽危険空家のあった近隣の生活環境の改善が図られました。以上で建築指導課分の説明を終わります。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

続きまして、都市計画課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果123ページ、決算書は126ページから129ページです。都市計画総務費、都市計画総務管理事務事業の具体的措置として、委託料の464万円で大規模盛土造成地変動予測調査を行い、国が抽出した市内116箇所のうち、残っていた31箇所について、踏査による現地調査等を行い、大規模盛土造成地の状況や安全性を把握することができました。また、都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業の具体的措置として、委託料の826万2,640円で霧島市立地適正化計画策定業務委託を行い、課題解決のための施策・誘導方針の検討、誘導施設・誘導区域等の検討、誘導施策の検討、防災指針の検討を行い、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果124ページ、決算書は130ページから131ページです。街路事業費の都市再生整備計画事業の具体的措置として、委託料の現年分1,250万円でリノベーションまちづくりの業務委託、繰越分8,724万178円で犬追馬場線の埋蔵文化財発掘調査や隼人駅東西自由通路の工事施行委託など6件、工事請負費の繰越分2億2,945万8,400円で犬追馬場線の道路改良工事や隼人駅西口自転車駐車場新築工事など9件、また、工事に係る公有財産購入費の現年分2,902万円、繰越分8,128万8,842円、補償補填及び賠償金の現年分2,677万5,027円、繰越分850万9,926円で、犬追馬場線、隼人駅東西自由通路の用地取得及び建物等の補償を行い、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果125ページ、決算書は130ページから131ページです。街路整備事業の具体的措置として、委託料の現年分135万8,500円で日当山線の物件等調査など3件、繰越分40万400円で日当山線の用地測量、工事請負費の現年分8,547万8,343円で新町線の道路舗装工事など8件、繰越分3,234万3,657円で新町線の道路改良工事など2件、また、工事に係る公有財産購入費の現年分913万2,621円、繰越分64万351円、補償補填及び賠償金の現年分336万9,050円で、新川北線、日当山線の用地取得及び建物等の補償を行い、事業の推進が図られました。次に、公園費の公園整備事業の具体的措置として、委託料の現年分379万3,152円で麓第一土地区画整理事業区域内の（仮称）麓5号公園ほか測量設計など2件、工事請負費の現年分838万2,000円で麓4号公園の便所新築工事を執行し、公園利用者の利便性の向上が図られました。以上で都市計画課分の説明を終わります。

○区画整理課長（岩元龍己君）

続きまして、区画整理課分について、ご説明いたします。主要な施策の成果126ページ、決算書は128ページから131ページです。麓第一土地区画整理事業では、修繕料15件、1,598万8,783円、工事請負費2件2,557万4,000円を執行し、清算金事務として換地処分後の清算金の徴収・交付を行いました。成果として、修繕料は、交通量の多い交差点の経年劣化した道路を修繕したことにより、市民生活及び車両通行の安全が図られました。工事請負費は、2か所の公園の法面整備工事を行ったことで、区域内の公園予定地の一次整備が全て完了し、公園の供用に向け進捗が図られました。清算金事務は、清算交付金が対象額459万5,427円に対し、交付額456万5,742円で交付率

99.4%、清算徴収金が対象額 459 万 5,460 円に対し、徴収額 456 万 5,438 円で徴収率 99.3%、保留地清算交付金が対象額 2 万 1,773 円に対し、交付額 2 万 1,773 円で交付率 100%、保留地清算金徴収金が対象額 47 万 4,215 円に対し、徴収額 47 万 4,215 円で徴収率 100%の成果となりました。次に、浜之市土地区画整理事業では、委託料 4 件、356 万 7,400 円、工事請負費 6 件うち繰越 1 件、7,344 万 1,000 円、補償補填及び賠償金 5 件、219 万 3,377 円を執行しました。成果として、業務委託により、工事前の建物の事前調査や水路の実施設計、建物等移転補償費の再算定を行い、移転交渉や工事のための基礎資料の作成ができました。工事請負費は、都市計画道路や水路整備工事、宅地整地工事により事業の進捗が図られました。補償補填及び賠償金は、工事を行う上で支障となる電柱や立竹木の移転補償を行い、工事を円滑に実施することができました。その結果、令和 4 年度末の仮換地指定率は 100%、事業費ベースの進捗率は 93.2%になりました。次に、主要な施策の成果 127 ページ、決算書は 128 ページから 131 ページです。隼人駅東土地区画整理事業では、委託料 10 件、1,807 万 7,800 円、工事請負費 10 件うち繰越 5 件、1 億 1,470 万 8,800 円、補償補填及び賠償金 15 件うち繰越 3 件、2 億 2,563 万 6,366 円を執行しました。成果として、業務委託により、仮換地指定や建物等移転補償に必要な資料作成と、工事の実施設計を行ったことで、計画的な事業実施ができました。工事請負費は、都市計画道路・区画道路・宅地整地工事を行ったことで、区域内の道路網整備や仮換地への建物移転が可能となりました。補償補填及び賠償金は、建物等移転補償により、道路・宅地整地工事等の支障となる建物移転等を進めることができました。その結果、令和 4 年度末の仮換地指定率は 94.4%、事業費ベースの進捗率は 50.6%となりました。以上で建設部の説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（山口仁美君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は資料名、ページ数を明示して行ってください。また年度は、昨年度、今年度ではなく数字を入れて質疑を行うようにしてください。質疑は課を分けて行います。まずは建設政策課、建設施設管理課、土木課分の質疑を行います。主要な施策の成果のページ数は106ページから116ページになります。質疑はありませんか。

○副委員長（今吉直樹君）

主要な成果の資料の109ページをお願いします。1番上の道路アダプト制度事業についてお伺いします。こちらの道路アダプトは市民団体や企業等が加盟されてると思うんですが、企業の数について何件登録されてるのかお示しをお願いします。

○建設施設管理課道路維持第2グループ長（上脇田良人君）

道路アダプト制度の令和4年度の企業の団体数ですが18団体となっております。

○副委員長（今吉直樹君）

こちらの登録を希望して申請というか相談にこられて、対象とならずに、条件が合わずにですね登録できなかった案件とかはあるんでしょうかお伺いします。

○建設施設管理課道路維持第2グループ長（上脇田良人君）

登録希望の路線につきましては職員のほうで現場を確認しております。主要道路を目的としておりますので、集落内の家の前の草払いとか、そういうのをお断りしたことはあります。

○副委員長（今吉直樹君）

個人のお宅の道路の前の除草は当然対象にならないと思うんですけど。例えば企業の周辺の敷地で400mに満たない案件とかそういったのがあったりするんでしょうか。

○建設施設管理課道路維持第2グループ長（上脇田良人君）

基本的に条件として400m以上としておりますので、400mを超えないものに関してはちょっと対象としておりません。

○副委員長（今吉直樹君）

対象とならないのは分かってるんですけど、対象とならずに登録できなかった案件があるのかお伺いします。

○建設施設管理課道路維持第2グループ長（上脇田良人君）

令和4年度においてはそのような事例はなかったと思います。

○委員（宮内 博君）

106ページのですね未登記の整備事業の関係でお尋ねをいたします。令和3年度末の未登記で報告がされたのが325件という報告があったことを記憶してるんですけど。今回20筆の調査を行って所有権移転が完了したのは17筆という報告であるわけですけど。それからいきますとまだ300筆以上、未登記が残されているかと思いますが、そのまず具体的な数字を明らかにしてください。

○建設政策課長（竹下淳一君）

地区別で申し上げます。国分地区が35筆、溝辺地区が54筆、横川地区が22筆、牧園地区が104筆、霧島地区が13筆、隼人地区が86筆、福山地区が1筆の315筆になります。

○委員（宮内 博君）

主にどういうこの現状なのか、例えば道路だったり公園だったりですね、いろいろあるかと思いますが現状がどうなのか。そして面積的にはいかにほどになるんですか。

○建設政策課長（竹下淳一君）

面積については今の時点で把握しておりませんが、道路用地のほうで288筆、公園用地が8筆、それから市営住宅用地が13筆、そして河川用地が6筆になります。

○委員（宮内 博君）

道路用地が圧倒的に多いということですよ。当然も公衆用道路として活用されているということになるかと思いますが。あと315筆残ってるということでありまして、毎年度、大体20筆ぐらいの取組なのかなというふうに思いますけど。それをこなしても15年以上かかるという話になるわけですが、年数が過ぎれば過ぎるほどですね、複雑になってくるというのがこの所有権の関係だろうというふうに思いますけど。もう少し解消できる取組をですね、早めるというそういう議論は令和4年度中なかったんでしょうか。

○建設政策課長（竹下淳一君）

確かにですね20筆のままいきますと16年ちょっとかかるかなというふうに考えております。今のところですね未登記を、できるだけ優しい案件といいますか、すぐに未登記が解消する案件を先にやっているものから、どうしても難しい案件というのがこれから先残っていくんだろうなというふうには考えております。しかしながらですね調査をしてそれから未登記を直すんですけども、その作業っていうのはやはり職員のほうでしなければならぬということで、ほかの公共事業とかそういうことも扱っておりますので、未登記の案件をですね、これ以上増やすっていうことは、職員をちょっと増やしていかないとはいけないということにもつながりますので、今のところはですね20筆の状態で行っていきたいというふうに思っております。

○委員（宮内 博君）

これは特に過去の状況、過去登記がなされてなくてということなんですけれども、公共事業というのは、毎年ですね拡大をしていくということになるわけですが、その中で新たに未登記が発生しているというそういう件数はもうほとんどなくて、今やってるのはいわゆる清算的なですね、過去の未登記分ということで理解をすればよろしいんですか。

○建設政策課長（竹下淳一君）

やはり合併当時で把握したものから、新たに合併後に判明したものもあります。そういった形でですね、今315筆の中で言いますと合併当時に判明したものが177筆。それから合併以降に判明した

ものが138筆というふうになっております。

○委員（下深迫孝二君）

民間ではちょっと今の関連ですけどね考えられませんか。315筆ですか。これをまとめて時効取得という形できちっと対応すれば。例えばもう道路になってるとこなんかの場合は、判をつかないっっちゃうことはないと思うんですよ。住宅課のほうでも先般ありましたけれども、それを戻せって言われた場合にですよ、役所戻さなきゃならなくなってくるよといったようなことも出てくるんじゃないかと思えますけども。ある程度、時効取得みたいな形の手続をとるつもりはありませんか。

○建設政策課長（竹下淳一君）

やはりですねこの未登記の案件につきましては、市の責任というのがありますので、やはり所有者の方々を一人一人把握しながらですね、丁寧に説明していくということが大事なのかなというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

今おっしゃってるようなことを言ってるからこうしてどんだんたまっていくわけですよ。結果的に。だからやっぱりそこら辺はですね、もう少しきちっと線引きするとかしていかないとイケないんじゃないかというふうに思いますが。西元部長どのようにお考えですか。

○建設部長（西元 剛君）

基本的には所有者が不明とかそういう場合にはそういう手段がとれると思うんですけども。あくまでも所有者がいらっしゃる場合には、やはりその所有者に対して未登記であれば、もう1回決裁の、一応促すとかですねそういう文書を出した中で、相手に総額をいただいた中で一応登記をするということが前提となりますので、なかなか難しいと思われませんが、そういう一応対策をとっていききたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

それで今この315件と今、おっしゃいましたけれども、これに1回ぐらいつはもう相手の方と交渉された経緯はあるんですか。

○建設政策課長（竹下淳一君）

315筆になる前にずっと調査で交渉を続けてきておりまして、昨年度から解消したのもございます。あと残りが315室ということになりますので、今後も、この未登記の解消に向けてはですね頑張っていきたいというふうに思っております。

○委員（下深迫孝二君）

私がお尋ねしてるのは、今この方たちと1回でも面談をされているんですかということをお聞きしてるんです。

○建設政策課長（竹下淳一君）

315筆の人たちがどういう所有者がいらっしゃって、どういうものなのかということをもまず調べなければなりませんので、調べる作業を公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会のほうに業務委託をしまして、そこの調査をして、そこが判明して移転登記ができるっていうところになりましたら、その方々に職員のほうから出向くというような形になっております。

○委員（下深迫孝二君）

もう少しですね、スピード感を持ってやらないと、先ほども皆さんのほうからありましたけれども、亡くなったりとか、そしてどんだん相続ができない形になってくるわけですよ。もう長くなっているやつやっぱり1回相続して、その方が第三者に渡すよといったようなことにもなるわけですので、もう少しですねやっぱりスピード感を持ってやっていただきたいということを要望しておきます。

○委員長（山口仁美君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時30分」

「再開 午前10時45分」

○委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（宮内 博君）

109ページの木之房～上野線の防災安全対策事業の関係ですけれど、令和4年度436万9,000円という業務委託を行っているということで、現地調査でもですね拝見をさせていただきました。かなり斜面に木が生い茂っているという、そういう状況で随分危険度が高まっているのではないのかなっていうのを常々感じているところなんです。今回この業務を行ってですね、大体どれぐらいの年度には完成をしていくというような形なのかですね、その点をまずお示しをください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今質問のありました木之房～上野の法面工事につきましては、今年度と来年度までの工事で完成する予定です。

○委員（宮内 博君）

いただきました平面図ですね、拝見をいたしますといわゆる上部の部分の計画ということにとどまるのかなというふうにちょっと思ったんですけれど、下部のほうにもかなり樹木がですね繁茂している状況というのがあるんですけれど、それは現在の計画の中に入っていないということでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在上のほうの法面の工事になりますので下部のほうについては行っておりません。

○委員（宮内 博君）

それは点検も含めて将来ですね、危険が及ぶようなものはないという判断からそうなんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在のところ上の方はもちろん今回の工事で吹付けとかなないもんですから、今回こういう状況にあります。下の方につきましては現在のところ落ちてくる、そういうところはないということになっております。ただ、やはり木が、先ほど言われましたように、現在少しずつあります樹木が大きくなってきてくるとやはり割れてきたりとか、危険性があると思いますので、今後またこちらの調査をいたしまして、危険性のあるところ、できるところは樹木を撤去したり、あとは水分抜き穴とかにも砂が入ってきてるとそこからまた生えてくると思いますので、そこら辺のあたりは確認しながら撤去していきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

それは計画的にお願いをしたいと思います。かなり交通量の多いところで、直下で車両が行き来しているところですのでぜひお願いします。もう一つは109ページの宮の杜ふれあい公園の多目的修繕ということで、公園のですね修繕についても紹介がされてるんですけど。令和4年度はいわゆる蛭子神社のところの前のトイレですね、これが閉鎖をされるというようなことがあって、私は市民の利便性から考えてですね当然修繕をして活用すべきだということでありましたが、結果的にはもう閉鎖ということが決まったわけです。ただ、ロープが張ってあるだけで、もちろん閉鎖しましたというのは表示がされてるんですけれど、そのまま残されているという状況で、あそこは夏場は非常に木陰がですね心地よいところということもあって、あそこで仮眠をしたりですね、あるいは遊歩道も整備をされるということもあって、ウォーキングする人たちも多いところなわけですから

ど、景観上も好ましくないと思いますけれど、あれはいつまで現状で放置をするということになってるのでしょうか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

ただいま委員のほうから申されたトイレでございますが、所管が商工観光施設課になっておりまして、ちょっとこちらのほうで把握をしておりますので申し訳ございませんがお答えがちょっとできません。

○委員（宮内 博君）

ちょうどトイレの修繕がですねありますんで、その縦割りっていうのは我々にはなかなか分かりづらくて、同じような公園の中のあるいはその延長線の中のトイレということですので、決算委員会でそういうことがあったというのはお伝えをしていただきたいというふうに思いますので。いつまでほっとくのかというふうに言われたということですね、おっしゃっていただきたいと思いません。

○委員（植山太介君）

建設施設管理課にお尋ねをいたします。成果表の110ページ公園費についてであります。この5の公園改良事業の委託料についてです。3,470万1,480円ですね。ここに令和4年霧島市都市公園事業費用対効果分析調査業務委託と記載がされております。この調査、具体的にどのようなことを行って、またこの調査をもとにどのようなことを今後行っていくのかお示してください。また、計2と書いております。あと1件の委託料も含めてどのような委託をされたのかお示してください。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

ただいまの御質問にありました、霧島市都市公園事業費用対効果分析調査というものにつきましては、昨年の補正予算のほうで要求させていただきましたけれども、具体的には丸岡公園と城山公園の社会資本総合対策事業の導入に向けた検討をするための費用対効果調査ということになります。実質的にその費用対効果の分析結果をもとに、国のほうが事業の採択の可否を判定していただきまして、実際丸岡公園のほうは事業化に至ったというようなことになっております。あともう1件ほかにあると書いておりますけれども、もう一つが都市公園ってということで、実際、建設施設管理課のほうで管理しております公園がございまして、その公園とあと、スポーツ・文化振興課のほうの所管の公園、それから福山総合支所のほうで管理されてる牧之原運動公園まで含めてなんですが、全部で63公園ございましてその長寿命化対策の計画を策定するための委託になっております。

○委員（竹下智行君）

すいませんの公園費について関連で質問させてください。丸岡公園のほうは今回国体等でも桜苑ですかね、食堂のほうはすごくにぎわってございましたけれども、グラウンド等についてはいろいろ課題があるのかなと思っておりますが、現在丸岡公園のグラウンド等も含めてどういうふうに分析しているのかそこについてお示してください。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

竹下委員のほうから質問がございましたグラウンドの件でございますが、今現在ですねグラウンドのほうとしては使用は一切ないところでございます。これからは多目的広場という形で、あそこに今遊具のほうもございまして、遊具で遊んだり、デイキャンプといいますかテントなんかを持ち込まれて、お客さんたちが憩いの場として使っていただくような、そういう整備をしていきたいというふうに考えております。あと将来的な話ですけども、利用者のほうがゴーカートの日本一を目指しておりますので、延長の日本一も目指しておりますので、そういうことでお客さんが増えてくれば駐車場の整備というのにも必要になってくるかと。そのような形でグラウンドという形でなくて、駐車場や多目的広場、それからいう遊具の遊ぶスペースというような形で整備のほうを進めていきたいなというふうに考えております。

○委員（竹下智行君）

市民の方の声を聞くという機会、横川の地元の方、霧島市市民の方含めて、市民の方々の意見を聞く機会というのはあるんでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

市民の意見としまして丸岡公園のほうでアンケートをとったりとか、そういうことで聴く機会を設けております。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいでしょうか。それでは、一旦先に進みます。続きまして、建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課の分の質疑を行います。主要な施策の成果は117ページから127ページになります。質疑はありませんか。

○副委員長（今吉直樹君）

資料は118ページ市営住宅浄化槽改善事業ですね。現地調査させてもらった第2山住住宅の件になります。こちらの第2山住住宅は公営住宅計画においてはどのような位置づけにあるのかまず伺います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

長寿命化計画の中では維持管理、今後も維持管理するという計画になってます。

○副委員長（今吉直樹君）

それでは浄化槽を今回、令和4年度設置されたんですが、その浄化槽の購入費と工事費の内訳について教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

購入費というか工事費ということでよろしいでしょうか。購入費というのはちょっと。単体の費用でしょうか。ちょっと工事費全体は分かるんですけど、その中で浄化槽が、設置費じゃなくて浄化槽の単体の費用ということでよろしいでしょうか。それちょっと分かりませんので今調べておきます。後で回答します〔22ページに回答あり〕

○委員（宮田竜二君）

都市計画課に質問いたします。125ページ目に街路整備事業が書いてるんですけども、いろいろ街路を整備する上で、真ん中のところで公有財産の購入で新川北線と日当山線の用地として3件買って900万円強購入してるんですけど。ちょっとこれ以外にですね、ちょっとすいません、資料が飛んで、資料1に目内流用調書っていうのがあって、その4ページから5ページ目のこの街路事業費の中で流用されてるのが公有財産ということで1,600万円流用してるんですけど、これの内容をちょっと教えていただいてもいいですか。

○都市計画課主幹兼都市整備グループ長（深迫康幸君）

資料の施策のほうの125ページのほうは、該当路線が新川北線及び日当山線の実績になるんですが、流用のほうは別途事業、都市再生整備計画事業の犬追馬場線に関わる流用になっております。

○委員（宮田竜二君）

ちょっと関連してちょっと、また資料が飛んですいませんけど。決算書の130ページ目に要は街路事業の公有財産の金額として1億2,000万円使ってるんですけどこれの主な内容も教えていただいてもいいですか。

○都市計画課主幹兼都市整備グループ長（深迫康幸君）

事業用地の取得の内訳につきましては、国分中央地区の犬追馬場線で3筆。隼人駅周辺地区で1筆。隼人駅の西口駐輪場で1筆。そして先ほど言いました新川北線で2筆。日当山線の1筆合計8

筆になります。

○委員（徳田修和君）

施策の成果の117ページ市営住宅維持管理事業の中の具体的措置の中では二つ目ですかね、宇都馬場西住宅跡地草払い業務委託ほか18件ということで145万7,695円示されているわけですけども、解体撤去されている土地の管理にやっぱり使う費用っていうのが、やはり少しもったいないなあというような思いから、解体撤去されている土地の今後の活用方法なり検討が令和4年度あったのかの確認をさせてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この土地に限っての話ですか。令和4年度に3件公告をして公売にかけています。1件は売却できているということで、残りは売却できていないということになります。[27ページに修正あり]

○委員（竹下智行君）

主要な施策の117ページの市営住宅の維持、今のとこです管理事業についてお尋ねします。指定管理団体のほうに委託をされて、管理のほうをですね、委託されていると思うんですけども、指定管理団体に委託をされて、いろんな相談が市のほうにもあるかと思うんですけども、市民の方からの利便性というか、相談のしにくさ、そういうのがあるかと思うんですが、そこでの令和4年度そういう苦情がなかったのか。あと改めて、この指定管理団体に委託されていることでメリット、デメリット、そこあたりのところをどう評価してるのかお示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

指定管理者に対しての苦情っていうことでよろしいですか。指定管理者に対しての苦情については、我々のときと同じなんですけれども、ここを修繕していただきたいということに対してちょっと入居中にはできない。その線引きですね。ここまではできてここまではできないというところがあったり、そういうところで対応が悪いというような話があります。指定管理者にして良かったというメリットについては、やはり、我々のところに修繕依頼がきたりすると、いろんなところに見積りをとって、それから発注しないといけないというところがあったり、我々が夜中出ていかないといけなかったというようなところも、指定管理者であるといつも頼んでいるところに出ていってもらったりというようなところについてはメリットになっているのかなと。一方では、デメリットというところではないかもしれないんですけども、指定管理者の指定管理料という決まりの中で、修繕料が幾ら、委託料が幾らという中でやっていますので、その予算の範囲内でしかできないというところがある。いうところが出てくると思います。指定管理者への苦情というところについては、やはり我々のときとさほど変わらないのかなと。できるところできないところというのがやはりありますので、それについて、きちっと説明をしているつもりではいるんですけども、そこについて理解が得られていないというようなところがあるのかなと考えています。

○委員（竹下智行君）

指定管理団体の場所が少しは分かりにくいところにもありますので、恐らく市民の方は建築住宅課に相談に行って「ここではないですよ向こうですよ」と私も1回あったんですけども、具体的にどこだろうかなというところで、ちょっと分かりにくいところがあるというのと、やはりこの窓口での対応が、市役所と違ってちょっとこう閉鎖的というか、オープンではないなという、そういう雰囲気も感じたので市民の方へのまたそういうサービスというところも、また引き続き見ていただければなというふうに思うところです。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今の御意見を賜りましてまた指導徹底していきたいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

令和4年度の住宅課、滞納というのは発生してませんか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅使用料について滞納と申しますか99.79%の現年度で徴収を行っております。未済金額として、134万2,800円。過年度につきましては未収入額として1億2,963万6,983円となっております。

○委員（仮屋国治君）

建築住宅課118ページ。市営住宅改善事業についてお尋ねします。工事請負費で大野原団地ほか4件ということで1億3,800万示されておりますけれども、内訳を教えてください。団地ごとでよろしいです。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

大野原団地の7号棟の個別改善工事の給水の1工区。同じく7号棟の給水の2工区。同じく7号棟の電気の工事。そのほかに12号棟の給水の工事。12号棟の電気の工事ということになっております。

○委員（仮屋国治君）

できましたら金額を棟別にいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

大野原団地7号棟の個別改善工事の契約額で8,712万円。12号等の個別改善工事の契約額で5,031万円。以上です。[27ページに修正あり]

○委員（仮屋国治君）

私の端数は計算が間違ってたようですけれども。大野原団地の建築年度と耐用年数を何年ぐらいと申してらっしゃるのかお示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

大野原団地が52年。すいません。52年から53年に建築しています。耐用年数としては公営住宅法では70年ということになります。昭和52年、53年に造ってござりまして耐用年数が70年ということになります。

○委員（仮屋国治君）

安全はできませんけれども、50年ぐらい経ってるという住宅ですかね。ということはあと20年ほどで耐用年数を迎えるということになるわけですが。多分この程度の市営団地が市内には結構あると思うんですね。それを思ったときにふと思うのが、こんだけの大きなお金を入れて改修してやるべきなのか、今後下場の市営住宅も空き部屋が増えてきましたけれども、どっか移転を促して大規模改修しないといけない団地等というのは、除却というか、そういう方向でいったほうが賢いのではないかとふと思ったりするわけですが、その辺のところはどのようにお考えですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、同じような団地が霧島市内に多いのは事実であります。今70年という耐用年数ということではあるんですが、こういうことで外壁改修、個別改善を行うことで長寿命化を図っているというところになります。現在、大野原団地みたいな3階建て4階建てという中層住宅については、やはり改修しながら維持していくと。一方では低層の住宅、平屋、長屋がまだまだ霧島市内はありますので、そういう住宅を壊して売却したりしていくという考えでいますので、現在のところ3階建て4階建てのところには、外壁改修、個別改善というようなことで、ある意味大規模改修するという意味で使い続けていきたいと考えています。

○委員（植山太介君）

建設住宅課にお尋ねをいたします。成果表の120ページです。先ほども少し触れたところであるんですが、使用料収納とその下の貸付け事業について少しお聴かせください。過年度収納が向上しているようにお身請けをいたします。特にこの貸付け業務のほうに関しては、令和3年度と比べると3.64ポイント増とここに記載がされております。何かそういった要因、職員の方の努力もあるんでしょうけれども、要因がございましたらお示しください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

4年度は3年度と比べて飛躍しているのは事実ですが、日頃から我々も努力をしているところがありますが、今回4年度に1人まとめた額が入ってきたと。今までのを全て完納したというところで上がってきているということ。

○委員（植山太介君）

理解をいたしました。あと1点、収納課とかです。ほかの課の方にもお伺いしたんですけども、監査委員の報告の結びのところに、この債権というのを全庁的に債権回収に努める必要があると記載がございました。この件について、この担当課では、ほかの課とまたがってどのような取組をされたのか、あるいはまた今後こういった別の方をこういうことを取り組んでいかないといけないとか、そのようなことがございましたらお聴かせください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

債権について我々としては、ほかの課と、連携というか、やり方として同じようなやり方、コンビニ納付だったりいろんな納付の仕方も収納課のほうでこんなやっているよというのがあったら、それをうちに情報をもって同じような納付の仕方をやっています。ただ、現在のところ、特に住宅使用料については収入の少ない方が多かったり、生活保護の方、年金のみの方がいらっしゃると思いますので、そこに回収に行って減免の措置だとか、福祉でこういう手当がありますよというようなところ、生活保護を受けるにはこうした方がいいですよというようなところがありますので、現在我々の課でその事務を行いたいというか行っているというところでもあります。

○委員（竹下智行君）

ちょっと関連で教えてください。この新築住宅新築資金等の貸付け事業について、30年以上も前の貸付けですけども、そもそもこの貸し付けるときのこの返済期間というか契約はどういうふうな形になっているのかお示しください。[22ページに答弁あり]

○委員長（山口仁美君）

休憩します。

「休 憩 午前11時18分」

「再 開 午後11時19分」

○委員長（山口仁美君）

再開します。

○委員（宮内 博君）

118ページです。省エネモデル住宅の関係ですけれど、口述では城山の家についてですね報告がなされております。これは平成24年に2棟ですね整備をしているわけですけど、令和4年度はこの牧園の省エネ住宅については、これは廃止をするという方向で議論がなされたかと思うんですけど、報告にありませんのでお尋ねをしたいんですが、この牧園の省エネ住宅ですね、これは結果的にどういうふうになったのかですねお示しをください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

牧園の霧島高原の家につきましては令和4年6月に用途廃止をしまして、観光施設課のほうに移管しております。もう1件ある城山の家につきましては、令和5年1月に用途廃止をしまして、令和5年度から省エネモデル住宅としての用途は廃止しております。

○委員（宮内 博君）

牧園のモデル住宅は令和4年6月に用途廃止をしたということで、というのはそのあの時も議論があったんですけど観光施設の一環として活用をということで、そういう活用に転換をしているという理解でよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

国民休養地に、ちょっと表現違うかもしれないですがバンガローというか、宿泊する施設がありまして、それと同じような使い方をするというふうに聞いております。

○委員（宮内 博君）

同じページのですね市営住宅の改修事業の関係ですけれども、工事契約の実施状況の60ページにですね東郷団地の4号棟から15棟の鉄筋コンクリート4階建てに係る外壁改修工事の設計業務委託を行ったということで紹介をされているんですけど。外壁の落下がですね大変激しいというようなことでこの間ずっとですね改修を急ぐべきだということで求めている経過はあるんですけど。この業務委託を完了して後まだ着工には至ってないというふうに認識しておりますけれども。どういう計画になっておりますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

東郷団地の6、8号棟につきましては入札を終えまして、近いうちに、この秋には着工できると、今年度中に完成する予定でいます。それ以外の棟につきましては年次計画的に外壁改修をやりたいと考えています。

○委員（仮屋国治君）

建築指導課にお尋ねします。建築物耐震改修促進事業。この中で費用の一部を助成するとなっておりますけれども、助成制度の概要と今回のこの1件に対していかほどの助成をなされたのかお示しくください。

○建築指導課主幹兼建築指導グループ長（中澤クミ子君）

まず、補強設計につきましては、ちょっとすいません。[26ページに一部答弁あり]

○委員長（山口仁美君）

休憩します。

「休 憩 午後 1 1 時 2 5 分」

「再 開 午後 1 1 時 2 6 分」

○委員長（山口仁美君）

再開します。

○建築指導課長（山田拓也君）

今質問がありました建築物耐震改修促進事業の概要について御説明します。まず、この中には2点ありまして、大規模なホテルに対する改修に対する補助事業と2点目が戸建てとかの木造住宅に対する補助事業というのがあります。概要については、以上になります。

○委員（仮屋国治君）

課長にお尋ねをしておきます。公表した結果3施設5棟が対象となったというのが、まず書いてありますよね。これは公表できるのであれば、どういうものかお示しをいただきたいんですが。それからそのあと木造住宅について診断を2件行い、ないことが分かって1件が工事を行ったとなっておるわけですけれども、この辺の件数がどのようになって、残りがどうなっているというようなところで御説明いただけませんか。

○建築指導課長（山田拓也君）

改修、大規模なホテルについて耐震診断を行うように法律のほうで規定されています。これで本市内の状況については、まず9件が対象だったんですけども、そのうちの5件について耐震改修が必要ということになっております。いわさきホテルのほうで、現在解体をしております。また、新設の計画はしているところですがまだ着工に至ってないところです。国際ホテルのほうは現在着工しております。今週末に市の検査が完成して、来月頭から全部グランドオープンという形にな

っております。もう1件がホテル霧島キャッスルのほうが、まだ耐震改修が必要なんですけれども、そこについては耐震設計のほうをまだ実施していないところになっております。

○委員（仮屋国治君）

9件中5件とおっしゃったがあと2件あるんじゃないですか。

○建築指導課長（山田拓也君）

いわさきホテルのほうが、旧館とか霧島ホールとか別館という形で霧島のほうが3件。あと国際ホテルのほうが1件、霧島キャッスルのほうが1件というふうになっております。

○委員（仮屋国治君）

耐震補強してくると相当なお金が必要で大変だろうと思うんですけれども、これは法的な拘束力というものは発生しないんですか。

○建築指導課主幹兼建築指導グループ長（中澤クミ子君）

耐震診断については、診断結果について義務が課せられておりますが、耐震改修工事については義務化されてないです。

○建築指導課長（山田拓也君）

すいません先ほど申しました5件分についてちょっと訂正をいたします。霧島のほうは1件というふうに数えてまして。そのほかに霧島観光ホテルが平成2年のほうで耐震改修済みです。あと、鹿児島空港ホテルのほうが自分たちで補助を使って耐震改修済みということになっております。観光観光ホテルのほうは令和2年に完了ということになっております。

○委員（仮屋国治君）

現状の3施設5棟が対象となっているというのと今御説明があったのと整合性をとってみてくださいよ。

○建築指導課主幹兼建築指導グループ長（中澤クミ子君）

3施設というのが、霧島いわさきホテルとホテル霧島キャッスルと霧島国際ホテルです。5棟というのは、いわさきホテルが対象施設が3棟あるので合計すると5棟ということになります。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

先ほどの住宅新築資金の事業のことなんですけれども、貸付け事業期間としましては、昭和50年から平成6年まで貸付け期間がありまして、現在はもう現年度というのがありませんで、過年度分の徴収のみをおこなっております。[27ページに追加説明あり]もう1件よろしいでしょうか。先ほどの第2山住住宅の浄化槽の件です。契約額もあるんですけれども、一応設計額としまして全体設計額と工事の予定価格としまして、消費税を含んだ予定額としまして1,794万2,100円に対しまして、浄化槽本体は294万円。これが直工、直接工事費ですので、これに経費がかかってくるということになります。なおかつ実際は契約額というか入札の落札率などがありまして、これよりまたそれがかかってくるということになります。設計ベースでは294万円ということになります。

○委員（久保史睦君）

1点お伺いをさせていただきたいと思います。主要な施策の成果127ページ。隼人駅東土地区画整理事業。区画整理課に3点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。まず、この成果の部分において、令和4年度末の仮換地指定率94.4%、事業費ベースの進捗率が50.6%ということで、まず1点目、当初計画との進捗比較ここについてはどのようになっていますか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

区画整理課ではですねこの進捗率につきましては、具体的な数字をもつての何年度に何%というそういう数字は持っていないところがございます。お示しすることがちょっと出来ませんはい。

○委員（久保史睦君）

2点目お伺いいたしたいと思います。仮換地の指定率、残り5.6%で100%になるわけなんですけ

れども、この5.6%の現状と何か課題があるのかどうかをお知らせください。

○区画整理課長（岩元龍己君）

仮換地指定率につきましては二つありまして、まず個人へ仮換地をする分とあとは保留地ですね。地権者の方々からいただいた保留地、これを含めまして算定をするんですが、残りのまず94.4%につきましては個人換地はもう全て終わっております。それと残りは約5,600㎡ぐらいだと思うんですが、約5,600につきましては保留地の指定、予定では14画地の保留地の指定が残っている状況でございます、これにつきましては工事の進捗を見ながらですね、そこを予測しながら審議会等で審議をいただいて確定をしていきたいと考えております。

○委員（久保史睦君）

それを最後3点目お伺いしたいと思います。これ非常に長期スパンもちょっと見込まれるような計画になってきているのかなと思っております。隼人の方達非常に楽しみにしているところもございます。これによって令和4年度決算において、今回のこの事業において抽出された課題というものは何だったのでしょうか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

令和4年度の決算額のみではないんですが、今課題というか、いい方向のお話でございますが、この地区も移転戸数が43戸移転をしないといけないという状況でございますが、これにつきましても、地権者の協力をいただきながらですね順調といいますとちょっと語弊があるかもしれませんが、御理解をいただいて補償移転については協力をして事業が進んでいると。課題といたしましては、やはり事業費を確保すると。ここも交付金という補助金を活用している事業でございます。今後の話になりますが、非常にこの補助事業の交付金の割当てというのは、率が大分少なくなってございまして、ここがちょっとこの事業進捗に今後与える課題かなと思っております。それと今後、これも今後、申し訳ない話なんです、今後223号、県道沿いの事業所の移転等が今後予想されます。ここにつきましてもこの費用がかなりかかる。それと近接してるものですからそのローテーションをどうするかということで、区画整理課としましては、懸念といいますか、ちょっと今後、よりスケジュール感を持ってしっかり取組まないといけないのかなと思っております。

○委員（竹下智行君）

今のところで関連でお尋ねします。この間の現地調査のほうでは、ニシムタの立地のほうは決まってるというふうな御説明でしたけども。新築のほうも何棟か今建てて、あそこの今まだまっさらな状態の区画が、今後どういうふうな街並みになっていくのかなと思うところなんです。ここについて今後まだお店とか、そういったところの立地される予定が今後考えられるのか、また市のほうはこのまちづくり、東側のまちづくりについてどういうふうな今後関与されていく予定なのか、そちらについて分かればお示しください。

○区画整理課長（岩元龍己君）

区画整理の区域につきましては、地区地区にその特性を生かした整備をするんですが、隼人駅東につきましましては、事業目的等も書いてありますけど、商業施設数ですね、商業施設の立地それと交通拠点の集約とか、JRの駅を中心として交通拠点をつくるというような目的でございます。今御質問の店舗の出店につきましては、先ほど会社名等が出ております大型商業施設ですね、これは出店の計画が、具体的な計画はあると聞いておりますが、それ以外の店舗、それと事業所等の計画につきましては、ちょっと私どものほうとしてはちょっと把握はしてない。基本的に私どもとしてはその基盤をまずつくっていくというのを主とした仕事にしてございまして、今後そういう工事が進んでいけばその出店についてもいろんなこういう話が出てくるんじゃないかと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

今の関連のところですね。令和4年度で天降川からの土砂、どれぐらいの量を運び込んでますか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

実績としましては、天降川の寄洲につきましては4年度の実績はないところでございます。

○委員（徳田修和君）

建築指導課のほうに2点確認をさせてください。施策の成果121ページ、建築確認審査検査事務事業の部分の成果のところ、3行目に完了検査受検率の向上が図られたということで様々な取組をされたようですが、私自身の認識であれば完了検査って必ず受けるものなのかなというふうな認識だったもんですから、これを受けられない方がいるのかなということで、受検率が令和4年度で何%なのをお示しいただきたい。

○建築指導課長（山田拓也君）

まず、完了検査は必ず受検しなければいけないのか、受けなければいけないのかということについてお答えしたいと思います。建築基準法の6条の1項から3項と呼ばれている、大規模な建築物とか人々が大勢の不特定多数の方々が集まるような施設に関しては、完了検査を受けなければ建築制限というのがかかっています。それに対して本市が建築確認をしている法の6条の4号建物、一般の戸建て住宅とかが主なんですけれども、それについては完了検査をしなければ使えないという制限はかかっていません。なのでそれもあってちょっと完了検査のほうは必ず受けないといけないということには至っていないんですけれども、それを踏まえまして令和4年度の完了検査の比率というのは98.19%となっております。

○委員（徳田修和君）

理解いたしました。あと1点成果の122ページ空き家等対策事業のほうですね。具体的措置の中で下段のほうに、これまで指導等を行った202件の空き家について現状確認をなど行いというところで、所有者に対してアンケート調査を実施し、専門家団体と空き家等の対策に関する相談会を実施したということですが、この相談会に、202件の所有者の方のうち何名ぐらいが参加していただいたのか。またこの相談会の後に改善が図られたものが、成果があったか確認をさせてください。

○建築指導課主幹兼建築指導グループ長（中澤クミ子君）

この202件のうちで、状態が悪い、特に状態が悪くて早めの対応が必要なところについて、案内を行ったんですけれども、実際、相談会につきましては実施したのは一つの物件だけなんです。一応そこについては解体費用の見積りとか、あと実際そこが売れる土地なのかということで、建築協会とあと宅建協会等に依頼をしまして相談会を実施したところです。ちょっとその現場につきましては崖に近接して建っているところがあって、宅建業のほうからの回答としては今の状態のまま売るのは厳しいという回答だったもんですから、それを一応所有者の方に伝えまして今のところはまだその建物の除却等もまだ見込めてないという状態です。

○委員（仮屋国治君）

ちょっと土木課に戻りますけれども、114ページでいいのかわかりませんが、国分新町の小畑から青葉小学校への取付け道路。多分令和4年度は用地補償だったと思うんですけれども、その進捗をお知らせいただけませんか。

○土木課長（笛田 純一君）

清水の新町久保田という路線でよろしいでしょうか。現在は用地交渉中で交差点付近のところを進めている状況でございます。相手がございますので今協議中ということです。

○委員（仮屋国治君）

令和4年度で決算ですから、令和4年度でこの路線に関して実績があったのかなかったのかぐらいは御答弁できませんか。

○土木課主幹兼道路整備第2グループ長（叶 和美君）

令和4年度につきましては、用水路にボックスカルバートを設置した道路改良の附帯工事という

か、その工事費が令和4年度の実績となっておりまして、用地補償につきましては先ほどありましたように現在まだ協議を進めている段階でございます。[26ページに修正あり]

○委員（宮内 博君）

120ページのですね、住宅新築資金の関係でお尋ねをいたします。過年度分の調定額2億6,214万円余りということで報告をされております。収集率は4.9%ということですが、これは隼人地区の同和対策事業の中で行われた住宅新築資金貸付け制度ということで、かなり隼人時代もですね補償の問題であったり、あるいは本当にこの借入れて返済ができるそういうこの可能性があるのかということなどが十分審査をされなかったという問題点などがありました。それが今でもこういう形で残っているということなんですけれど、実際その2億6,214万3,251円という調定額で報告があるんですが、何人の人がですね対象になっているのか、かなりもう50年以上たっているところもありますから徴収不能という部分も相当数あるのかなというふうに思いますが現状を御紹介をください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅新築資金につきましては、先ほど調定額がありましたけれども、令和4年度末で2億3,821万3,848円が未収金額であります。その滞納者の数としましては44名。滞納件数で、土地の取得、新築取得というのがありますので44名の件数にして73件というところがあります。今年度まとめて返してくださった方もいらっしゃいますので、今後も引き続き徴収に努めていきたいと考えています。

○委員（宮内 博君）

44名73件ということですが、既にお亡くなりになってる方とかですね、所在が分からないとかですね、そういう件数もあるかと思えますけれど、そういう件数はどれほどになってるんでしょう。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

まず44名の内訳としましては死亡された方が20名いらっしゃいます。あとについては詳細不明というところまでは確認できていないんですが亡くなった方は22名確認しているということです。

○委員（宮内 博君）

現実にはなかなか大変な仕事なのではないのかなというふうに思うんですよね。こういう事業、本当にこの当時から行政の主体性が本当にあるのかということですね指摘をされたそういう経過もあるというものでもあります。ぜひ、そこのところは重い教訓としてですね受け止めて今後に生かしてほしいと思います。それでその前の住宅使用料の徴収事務関係でお尋ねをいたしますけれども、現年度徴収率99.79%ということで報告がされているんですけど、先ほど答弁があったように公営住宅に入居されていらっしゃる方たち、高齢化も進んでいる、そして所得の低い人たちも住んでらっしゃると、そういう方に対しては生活保護に結びついたりとかですね、そういう指導を行っているということでありましたけれど、公営住宅ですので当然その収入減少などがあれば生保等につながるという方法もあるけれども、その前の段階で家賃の申請減免制度などもあります。実際2分の1軽減だとか4分の1軽減だとかという制度があるんですけど、実際入っていらっしゃる方の収入状況というのは、毎年掌握をされてるというふうに認識をしておりますが、それらの対象になりうる方たちというのは現に、そこまで掌握がされているのかどうかお聞きをしたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

家賃減免については制度がありまして、現在、我々として、入居者の収入、所得がどうなっているのかというのが1番なんですけれども、想定としての数字としては約1,000世帯が対象になるのかなと想定しております。詳しくはその収入状況を把握できてないと詳しい数字は分からないというところです。

○委員（宮内 博君）

1,000世帯が対象になるのではないかということでありますけれど、そのうち令和4年度中ですね、申請減免を申請をされた方の件数はいかほどでしょうか。

○建築住宅課主幹兼住宅グループ長（和田清仁君）

令和4年の減免申請にこられた世帯としては125件ありました。承認件数としては125件中121件が承認を得て減免しているところであります。

○委員（宮内 博君）

大体12か13%の方が申請に踏み切っているということですが、また多くの方が現実には残されているということになるわけですが、こういう制度についての周知はどういう方法で行ってるのでしょうか。

○建築住宅課主幹兼住宅グループ長（和田清仁君）

周知方法としましては、年3回通知を出す機会がありまして、まず1回目の7月に収入申告書の提出依頼の書類の中に一緒に入れてあります。2回目は家賃の決定のお知らせのときに2月に発送しております。3回目は4月に家賃の納付書を送付時に送付しているような形になります。

○委員（宮内 博君）

その中には具体的に、所得、年間30万円で大体2分の1軽減、60万円で4分の1軽減ということになってるんですけど、非常に分かりにくい、制度としてですね。法律的にはこれを所得と書いてなくて収入というふうに書いてあるものですから、余計分かりにくいということになるんで、もう少し1,000件の対象に対して121件の承認ということでありますから、もう少し分かりやすい周知方法も議論をしながらですね改善を図っていただきたいということをお願いを申し上げていきたいと思えます。

○建築指導課主幹兼建築指導グループ長（中澤クミ子君）

先ほど仮屋委員から質問のありました大規模の耐震関係の補助率と金額についてですが、補強設計につきましては補助対象の費用の約72%で金額が1,914万8,000円になります。また、耐震改修工事につきましては、補助対象額費用の約45%で補助金額が3億5,782万円になります。

○委員（仮屋国治君）

この金額のうち一般財源というのはどのぐらいあるものなんですか。

○建築指導課主幹兼建築指導グループ長（中澤クミ子君）

補強設計につきましては、そのうちの6分の1、319万1,000円になります。耐震改修工事につきましては、そのうちの5.75%が一財になりますのでこちらが2,057万4,000円になります。[27ページに修正発言あり]

○建設部土木課主幹兼道路整備第2グループ長（叶 和美君）

先ほど仮屋委員のほうから御質問のありました、仮称新町久保田線の実績につきましてですけれども、先ほど工事のみの実績がありましたということでお答えさせていただいたんですが、用地買収に伴います基準となる不動産鑑定業務委託も実績としてありましたので修正のほうをお願いいたします。

○委員（宮内 博君）

負担の軽減という形でもう一つ確認をしておきたいんですけど、公営住宅の関係ですけれども、公営住宅、平屋もあれば4階建てもあるということですが、いわゆる2階から4階建てのですね水道のメーター口径はどんなふうになってますかね。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

各住戸に行くのは基本13mmになっています。

○委員（宮内 博君）

それ4階建てであっても13ミリと。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住戸内に縦に通っている管がありまして、それは大きい管なんですけど、そっから分岐してメーターを通して各住戸に行くというのが13mmということになります。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

先ほど宮内委員からの質問のありました、木之房上野線の法面の工事ですが、令和6年までと申しましたが令和7年までが正でした。おわびして訂正をいたします。

○委員（植山太介君）

1点だけ。区画整理課にお尋ねをいたします。成果表の126ページです。浜之市土地区画整理事業についてお伺いをいたします。令和4年度末で仮換地が、指定が100%済んで事業ベースの進捗状況が93.2%と記載されております。最新データでこの浜之市区画整理、令和何年何月に完成の見込みかお示してください。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今各地区事業計画というのを示しておるんですが、事業計画でいきますと清算期間を含み、令和12年度の完成見込みと今、事業上ではしております。

○委員長（山口仁美君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時00分」

「再開 午後 0時57分」

○委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

すいません午前中答弁した件で2点の修正と、1点の補足をさせていただきたいのでよろしくお願います。まず、仮屋委員から個別改善工事の棟別の金額を聞かれた際に私ちょっと間違いました、正確には大野原団地7号棟の個別改善工事が8,788万5,000円。12号等の個別改善のほうが5,049万円ということになります。訂正しておわび申し上げます。もう1点です。徳田委員から、今現在売却の手続をしているのは何件かという話がありまして、令和4年に売却の手続をしたのが4か所、そのうち1か所が売れております。先ほど3か所でお答えしましたけれども4か所の間違いです。訂正しておわび申し上げます。もう1点です。竹下委員より住宅新築資金の契約の内容ということで、先ほどお答えしましたように昭和50年から平成6年までの貸付け期間があります。そのうち新築資金については550万から600万の貸付け上限、宅地については450万から500万の貸付け条件。改修については個々に応じて、今回の場合には50万から300万の貸付けをしているという状況です。

○建築指導課主幹兼建築指導グループ長（中澤クミ子君）

午前中に仮屋委員から質問がありました件につきまして、誤った答弁をいたしましたので訂正をしたいと思います。霧島国際ホテルの補強設計に関する一般財源の額ですけれども、こちらが349万4,000円になります。また、耐震改修工事につきましては、一般財源の額が4,589万2,000円になります。おわびして訂正をいたします。申し訳ありませんでした。

○委員（宮内 博君）

122ページですね、空き家等の対策事業の関係でお尋ねをいたします。老朽空き家の解体が16件申請があったということでの報告があったんですけど、実際に倒壊のおそれが高いというふうに判断をしている特定空き家ですね。これが何件ほど全体であるのか、その地域別、分かっているかお示してください。

○委員長（山口仁美君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時 1分」

「再開 午後 1時 2分」

○委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築指導課主幹兼建築指導グループ長（中澤クミ子君）

現在特定空き家につきましては、特定空き家と判断されたやつが全部で24件ありました。今現存する特定空き家については9件になります。

○委員（宮内 博君）

地域別には分からないわけですね。

○建築指導課主幹兼建築指導グループ長（中澤クミ子君）

今手持ちの資料で地域別に分けてるっていうのがありませんので、後ほど答弁させてください。

[29ページに答弁あり]

○委員（宮内 博君）

具体的措置のところでも市民から相談や通報があったと。そういうケースは51件ということで紹介をされているんですけど、これ当然今おっしゃった特定空き家なども含まれるのかなというふうに思いますけれども、その内容を、51件のですね、どういう内容だったのかということが分かれば。

○建築指導課主幹兼建築指導グループ長（中澤クミ子君）

昨年度に関しましては非常に大きな台風が接近したということで、台風後の相談件数が非常に増えました。瓦が飛んでしまったとか、ずれて今にも飛びそうだとか、トタン屋根がバタバタ音がしてうるさいなどが主なやつです。

○委員（宮内 博君）

あと24件あって、指定特定空き家については、危険だと判断されてですね、あと9件残されているという報告であったんですが、これは執行部として全域的に調査を行った上での件数というふうに理解すればよろしいわけですね。

○建築指導課主幹兼建築指導グループ長（中澤クミ子君）

委員の言われるとおりでよろしいです。

○委員（宮内 博君）

もう1件は、隼人駅土地区画整理事業の127ページの関係でありますけれども、現地調査行いました。そこで担当課長から堆積土砂の活用に関係でかなり説明があったんですね。それで先ほど下深迫委員のほうから質疑があって、令和4年度の実績はないという報告であったんですけど。一般質問でも申し上げましたが、上小川土地の造成、これは伊佐市のほうからですね、川内川の土砂を搬入しているということで、50キロ以上離れたところからですね搬入してるというようなことがあって、身近なところに土砂があるじゃないかということで活用をですね促したんですけど。令和4年度ですので、実際には活用なかったんですけども、5年度は1万8,000tぐらいですね、1万8,000立米ぐらい活用したいというような意向も示されているんですけど。現在かなり堆積土砂の撤去が以前よりも進んでですね、令和4年度から見るとかなり撤去されている堆積量も多くなってきているんですけど、その後県のほうから、その取組について何らかのですね、動きがあったのかどうかですね、その辺を経過をお示しをください。

○区画整理課長（岩元龍己君）

この隼人駅につきましては一般質問等でも答弁しておりますように、5年度以降に1万8,000立米ぐらいの搬入土が必要だという試算をしております。その中で、我々が考えて、我々が必要とす

る搬入土につきましては、この盛土材に適合する材料ということで、これは国土交通省の発生土利用基準の宅地造成というマニュアルがございますが、そこをもとに土質試験等を行いまして、まず盛土に適する盛土材だということと、それと合わしまして搬入土の岩コンとかですね、コンクリート塊、産業廃棄物はもうほぼ入っておりませんが、それと木の根。それと、葦の根、そこらを十分現地確認等をいたしまして、そこも含めた形で適合材料として搬入を入れております。先ほど議員のほうから御紹介がありました上小川の伊佐市、これは川内川からなんですがそこについての材料というの現地調査等して、そういう混入物がないかという判断もされているということでございます。それと駅東のほうにも、実際、令和2年に、この寄洲の除去の土を入れた経緯がございます。そのときも調べてみますと、現地のほうを確認をして、そういう混入物がないというのを確認をした後に入れてるということでございます。今後の考え方としましては、やはり近いところに、やっぱりそういう土が出るというのは基本に持っております。しかしながら現地調査のときもちょっと発言をいたしましたんですが、どうしても個人の換地、そういうところにお返しをしないといけないということで、造成をした後に葦の根、そういう混入物等で阻害されるものがあるってはないということをお我々は1番考えているところでございます。それで今後もですね、その県のほうから寄洲状況についてですね、必要であるか、区画整理のほうか、そういう案内がございます。私どもとしても、前向きにですね、そういう混入物等がなければ使用をしたいということでですね、今後は入れたいという予定はございますが、どうしても先ほどから繰り返してございますが、混入物がないものというのが確認ができればですね、今後も寄洲除去という土は搬入して、コスト縮減につなげていきたいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

113ページ、土木課のところでもちょっとお尋ねします。ちょうど真ん中ちょっと下のほうに公有財産購入ということで載ってるんですが、敷根上之段線のちょっと幅員の狭いところ、ここをちょっと広げていただきたいということで、その分だと思んですがここに載ってるのはですね。どのぐらいの幅を広げるということで用地買収にかかっておられたんでしょうか。

○土木課主幹道路整備第2グループ長（叶 和美君）

今下深迫委員のほうからございました敷根上之段線につきましては、現在離合帯的な整備で3か所工事を行う予定にしております、用地買収につきましてはひととおりの買収は終えているところでございます。4年度は用地買収のみなんですけど今年度から工事に着手しまして、御質問のありました幅員につきましては、現道の幅員がそれぞれ狭かったり広がったりしてるんですけど5m幅員に拡張するような計画をしてるところです。[32ページに修正あり]

○建築指導課主幹兼建築指導グループ長（中澤クミ子君）

先ほどの宮内議員の質問の特定空家の地域別の内訳ですけれども、国分が3棟、横川が1棟、牧園が3棟、霧島が1棟、福山が1棟、合計9件になります。

○委員（宮内 博君）

119ページですね。老朽住宅の除去事業の関係についてであります。令和4年度中に22戸除去したということでの報告があるんですけど、これはその後、除去後の土地ですね。どういうふうを活用するのか、あるいはその売却をするのか、その方向性がどれほど決まってるんでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

令和4年度に22戸解体しております。そのうち団地そのものが全てなくなったところが、国分の寺馬場住宅と霧島の大窪住宅、隼人の下平住宅、この3か所になっております。この3か所につきましては、現在低寺馬場住宅につきましては今後売却の方向に進めていきたいと考えています。霧島地区の大窪団地につきましては、基本売却で進めていきたいと思っておりますが、売れる可能性があるのかどうかということをおちょっと調べていきたいと思っております。隼人地区の下平住宅

につきましては、現在、医療センターの工事を行っている近くにあるものですから、非常に敷地内で建設をする職員というか、労働者の駐車場、作業員の駐車場が不足しているということもありまして、できるだけ施工範囲内はストックヤードとかいろいろ使いたいということで、そちらのほうに駐車場用地として貸付けをしております。医療センターの新築工事が終わったりして、そこが不要となったときには売却する方向で考えていきたいと考えているところです。

○委員（宮内 博君）

周辺部では特に人口が減り続けているというですね、そういう状況が広がってるんですけど、例えば今おっしゃった団地全体がなくなったということで、霧島大窪地区というふうに紹介がありましたけれど、そういうところは政策的に若い人たちが定住できるような形でですね整備をして、当然開発公社と等と協力をしていかなきゃいけないということになろうかと思いますが、そういう政策的な位置づけをして取り組むというような方向性はないんですか。その売却ということしか今の報告の中ではないわけでありまして、その辺の方向性があれば、また議論の経過があればお示しをいただきたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

霧島市につきましては中山間地域のほうに、分譲宅地ということで市で分譲している住宅が何か所かあります。その中で全てが売れているわけではなくて残っているところで、全然売れていけないというようなところもありますので、今回この場所にそれだけの宅地として位置づけをした場合には、道路位置指定道路を通したり側溝を通したり、造成したりというところが出てきますのでそういうことをして費用をかけてまでやるのか。それとも広く面積があれば、住宅地じゃなくて事業所が入ってきたりする可能性もありますので、その辺の判断をしていく必要があると思いますので、今この段階で住宅分譲地にするという考えは今のところ持っていないところです。

○委員（宮内 博君）

一つの政策的な位置づけとしてですね、そういう方向性でも議論があってもいいのかなというふうに、売却だけということでは考えなくて、今ある公共用地をいかに有効に活用していくのかと、新たに土地を購入する必要は当然ないわけですので、その辺のことはですね、ぜひとも議論のテーブルにのせていただきたいということは要請しておきたいと思います。

○副委員長（今吉直樹君）

区画整理課にお伺いします。127ページをお願いします。隼人駅東土地区画整理事業の具体的な取組の3ですね、建物等移転補償、繰越しも含めて12件あると思いますが、こちらの移転に対する補償の金額、1番大きいものとそれから1番小さいものそれぞれ御紹介いただけますでしょうか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

成果のほうに出しております数字としましては、これは全体補償金の中の前金分の支払いをした分とかございまして、今具体的な実際の数字は持ち合わせてないんですが、このアパート、集合住宅というのはかなり費用がかかっておりまして、恐らくちょっと数字的には1億5,000万を超える案件であったような気がします。それと、残りはですね一般住宅というものでございます。およそこれも物によって様々なんですけど、おおよそ、やっぱり現在、2,000万を超える3,000万前後の補償額になっているものであります。

○副委員長（今吉直樹君）

その点は理解しました。都市計画課にお伺いします。123ページをお願いします。都市計画区域及び用途地域の見直しの検討事業の立地適正化計画策定業務を事業所に委託していると思います。審議会を構成しまして、いろいろと策定業務を進めていると思うんですけど、その策定委員会と策定委員の構成について教えていただけますか。

○都市計画課都市計画グループ長（米田大祐君）

立地適正化計画策定協議会の構成員の内訳ですけれども、まず学識経験者として、鹿児島工業高等専門学校の内田一定准教授をお願いしております。あと各種団体代表といたしまして、防災の面で諏訪園厚子氏。各種団体代表商業といたしまして安田将希商工会議所青年部副会長。各種団体代表建築としまして児玉浩光建築士会霧島始良支部支部長。あと各種各種団体代表農業としましては上荒磯誠あいら農業協同組合管理担当参事。各種団体代表福祉としまして福永洵霧島市社会福祉協議会会長。各種団体代表医療としまして岩谷眞宏始良地区医師会副会長。各種団体代表地域としまして木野田幸平霧島市青年会議所理事長。あと関係行政機関の職員交通としまして中島貴弘国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所計画課長。関係行政機関の職員防災としまして轟木大輔始良伊佐地域振興局総務企画部総務企画課専門員。あと住民代表まちづくり活動としまして白水梨恵一般社団法人横川kito代表理事。住民代表まちづくり活動としまして宮之原優聖AwesomeCityProject代表。この12名が協議会の委員となっております。

○副委員長（今吉直樹君）

農業団体のところもう一度お願いしてよろしいですか。

○都市計画課都市計画グループ長（米田大祐君）

各種団体代表農業としまして上荒磯誠あいら農業協同組合管理担当参事となっております。

○副委員長（今吉直樹君）

庁舎内での議論もあると思うんですけど、農業委員会との協議はいかがでしょうか。されているんでしょうか。

○都市計画課都市計画グループ長（米田大祐君）

庁内の会議としましては、策定委員会としまして内副市長、部長。あと策定作業部会としまして政策担当課長。先ほど申し上げました策定協議会。この三つの会議を開催しております。農業委員会につきましては、農業委員会の事務局長が委員となっております。

○副委員長（今吉直樹君）

こちらの策定業務は令和5年度までの事業かと思うんですが、令和4年度中でできたことがここに箇条書されているんですけど、少し具体的に、令和4年度中にできたこと、それから、この事業が終わる見込み、最後の次年度の実施内容後の計画策定のところがいつになるのかお示しをお願いします。

○都市計画課都市計画グループ長（米田大祐君）

立地適正化計画策定業務につきましては、これまで行ってきたところは、まず課題解決のための施策誘導方針の検討。これにつきまして大まかに内容としましては、都市核における機能の維持強化とネットワークの確保、歩いて暮らすことができるまちの実現、災害リスクの低いエリアへの人口集積の促進と防災減災対策の推進、及び地域拠点周辺における都市機能の維持を検討いたします。また、流動施設誘導区域等の検討につきましては、まず誘導区域といたしまして、都市機能誘導区域の内容としましては、市民がそこに来れば様々な用事が済ませられる場所として、区域設定のイメージとしましては、既に一定の施設が立地している場所及び地域全体から利用できる機能を誘導することを考えると、自家用車以外の交通手段でアクセスすることができる場所について検討し、国分隼人の都市核を中心に設定しました。居住誘導区域の設定につきましては、居住誘導区域は都市機能誘導区域内の機能の集積を支える場所として、また、自家用車にたより過ぎないライフスタイルの受皿の区域として、設定をしております。区域設定イメージとしましては、都市機能誘導区域周辺あるいは公共交通等を利用して都市機能誘導区域まで移動できる場所について検討いたしました。居住誘導区域につきましては、都市機能誘導区域の周辺及び都市機能誘導区域に、公共交通ネットワークで移動できるエリアとして設定をしております。続きまして、誘導施策につきましては、誘導施策の体系としまして、都市機能誘導区域に都市機能を誘導、居住誘導区域に居

住を誘導するために講じる施策でありまして、内容としましては市が独自に講じる施策、国の支援措置を活用して実施する施策等を検討しております。将来都市像の実現に向けた誘導方針に基づき、取り組むべき誘導施策の徹底を検討いたしました。続きまして、防災指針の検討につきましては、防災まちづくりに向けた具体的な取組としまして洪水対策リスクに対する取組、土砂災害リスクに対する取組、津波災害リスクに対する取組、火山災害リスクに対する取組としまして、災害リスクが高いエリアの区域からの除外等を検討しております。その他、人命の保護に関する取組としまして、防災的土地利用の推進、建物災害の防止対策の推進、防災空間の確保、通信広報体制の整備、消防体制の整備、住民の防災活動の促進等を検討しております。以上です。

○副委員長（今吉直樹君）

策定の完成見込みはいつでしょうか。

○都市計画課都市計画グループ長（米田大祐君）

今後の予定につきましては、令和5年度に定量的な目標等の検討、施策の達成状況に関する評価方法の検討を行います。現在、先ほど紹介しました会議を1回ずつ開催しております。この後国との協議、住民説明会を通して計画書素案を作成いたしまして、最終的には都市計画審議会に諮り3月中旬に公表予定です。

○土木課主幹兼道路整備第2グループ長（叶 和美君）

先ほど下深迫委員のほうから敷根上之段線の幅員について御質問がありまして5mとお答えしたんですけども、5.5mでしたので訂正しておわび申し上げます。すいませんでした。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（山口仁美君）

ないようですので、これで、建設部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時30分」

「再開 午後 1時33分」

△ 議案第71号 令和4年度霧島市水道事業会計決算認定について

△ 議案第72号 令和4年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第71号、令和4年度霧島市水道事業会計決算認定について、及び、議案第72号、令和4年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（上小園伸一君）

議案第71号令和4年度霧島市水道事業会計決算認定について説明します。事業概況については、配水管等の新設及び増径・老朽管等の布設替工事として、名波地区 外42件、延長4,203mの工事を実施し、管網の更新及び耐震化を進めました。また、設備更新工事については、糸走配水池ほかの無線テレメーター設置工事、霧島横岳配水池の非常用発電機設置工事等を行い、安定した給水能力の維持に努めました。業務実績については、年度末給水人口は120,723人、年度末給水件数は61,760件で、給水人口は減少し、給水件数は増加しています。年間総配水量は17,365,479 m³で、一日平均配水量は47,577m³であり、前年度と比較して346m³ 増加しました。なお、年間総有収水量は15,083,009 m³、有収率は86.86%で、前年度と比較し1.01ポイント低下しました。次に、経営成績につきまして

は、税抜きの総収益が22億6,847万6,047円、総費用が17億8,861万6,768円、差引き4億7,985万9,279円の純利益で、前年度と比較して7,856万1,679円、14.1%減少しました。また、収支比率は、総収支比率、経常収支比率とも126.8%であり、前年度と比較して、総収支比率、経常収支比率ともに5.8ポイント低下したものの、良好な経営状態が保たれていると考えています。以上、概要を申し上げますが、今後も企業会計の原則である独立採算制の堅持と公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、水道施設の維持管理及び必要な整備を行ってまいります。なお、詳細につきましては、後ほど上下水道総務課長が説明します。次に、議案第72号令和4年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について説明します。本議案は、令和4年度霧島市水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。令和4年度霧島市水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分については、前年度からの繰越利益剰余金1億64万4,737円と当年度純利益4億7,985万9,279円の合計額5億8,050万4,016円に、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額3億9,252万6,949円及び減債積立金取崩し額7,450万円を加えた10億4,753万965円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち1,900万円を減債積立金に、4億1,490万6,949円を建設改良積立金として処分し、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額と、減債積立金取崩し額の合計4億6,702万6,949円を資本金に組み入れ、残額1億4,659万7,067円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。以上、説明申し上げますが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○上下水道総務課長（寶徳 太君）

議案第71号令和4年度霧島市水道事業会計決算認定について説明します。霧島市水道事業会計決算書の1ページをお開きください。1～2ページは、決算報告書の収益的収入及び支出で、1事業年度の企業の経営活動に伴って発生する収入と支出です。収入は、給水サービスの提供の対価である給水収益等で、支出は、給水サービス提供に関し、必要な人件費、修繕費、動力費等の費用です。収入の第1款水道事業収益の決算額は、20億2,686万7,463円です。第2款簡易水道事業収益の決算額は、4億4,788万9,218円です。次に、支出の第1款水道事業費用の決算額は、13億8,523万2,044円です。第2款簡易水道事業費用の決算額は、5億1,353万767円です。3～4ページは資本的収入及び支出です。資本的収支は、住民に対するサービスの提供を維持するための施設整備等に係る収入及び支出です。収入の第1款水道事業 資本的収入の決算額は、450万円を消火栓設置にかかる一般会計負担金です。次に、支出の第1款水道事業 資本的支出の決算額は、前年度繰越額を含め、9億9,977万1,825円です。第2款簡易水道事業 資本的支出の決算額は、3億2,146万4,958円です。なお、欄外下段に記載したとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、13億1,673万6,783円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しました。5～6ページは、損益計算書です。これは、1年間の企業の経営成績を明らかにするために、期間中に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載したものです。1営業収益は、20億8,457万2,103円、2営業費用は、17億6,458万1,574円であり、営業収益から営業費用を差引いた営業利益は、3億1,999万529円です。次に、3営業外収益は、1億8,390万3,944円、4営業外費用は、2,381万450円であり、営業外収益から営業外費用を差引いた営業外損益に営業利益を加えた経常利益は、4億8,008万4,023円です。6ページです。6特別損失は、22万4,744円です。特別損失を経常利益に加えた当年度純利益は、4億7,985万9,279円です。前年度の繰越利益剰余金1億64万4,737円、当年度補填財源として使用したその他の未処分利益剰余金変動額4億6,702万6,949円を当年度の純利益に加えた、当年度未処分利益剰余金は10億4,753万965円です。7～8ページは、剰余金計算書です。本表は、剰余金はその年度中に、どのように増減変動したかを表すもので、資本剰余金と利益剰余金の二つに区分されます。資本剰余金は、資本取引から生ずる剰余で、企業外部から繰り入れたものです。利益剰余金は、損益計算上の利益額により得られるものです。上段には、前年度末残高を記載しています。中段には、議会

の議決による未処分利益剰余金処分後の残額を記載しています。利益剰余金のうち、減債積立金は、3億1,290万円、建設改良積立金は、31億9,100万円、未処分利益剰余金は、1億64万4,737円です。下段には、当年度変動額及び年度末残高を記載しています。利益剰余金のうち減債積立金は、7,450万円を取り崩し、2億3,840万円、建設改良積立金は、3億9,252万6,949円を取り崩し、27億9,847万3,051円、未処分利益剰余金は、減債積立金取崩し額7,450万円、建設改良積立金取崩し額3億9,252万6,949円、当年度純利益4億7,985万9,279円を加え、10億4,753万965円、利益剰余金合計は、40億8,440万4,016円です。これに資本金・資本剰余金を加えた資本合計は、211億534万1,290円です。9～10 ページは、貸借対照表です。これは、企業の財政状態を明らかにするため、年度末において保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示したもので、4 左側の資産は、資金運用形態を、右側の負債・資本は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものです。9 ページは、資産の部です。1 固定資産のうち、(1)有形固定資産の合計は、195億1,076万632円、(2)無形固定資産の合計は、233万3,672円、(3)投資の合計は、2億9,973万500円で、固定資産の合計は198億1,282万4,804円です。詳細は35～38 ページの固定資産明細書に記載しています。次に、2 流動資産です。合計は、42億5,780万5,644円、うち(1)現金預金は40億714万9,090円で、未収金は9,883万1,552円です。内訳は、24 ページの未収金明細書に記載しています。なお、固定資産と流動資産を合算した資産の合計は、240億7,063万448円です。10 ページは、負債の部です。負債は、3 固定負債、4 流動負債、5 繰延収益に区分され、1 年以内に納期が到来するものを流動負債、流動負債及び繰延収益以外の債務で、納期が1 年以降に到来するものを、固定負債に分類しています。固定負債は、8億2,010万1,817円です。流動負債は、4億3,211万8,366円です。繰延収益は、17億1,306万8,975円です。固定負債、流動負債、繰延収益を合算した負債の合計は、29億6,528万9,158円です。次に、資本の部です。6 資本金は、170億472万9,669円です。剰余金のうち、資本剰余金は、1,620万7,605円、利益剰余金は、40億8,440万4,016円で、剰余金合計は、41億61万1,621円です。資本金と剰余金を合算した資本合計は、211億534万1,290円で、負債と資本の合計は、240億7,063万448円です。11～12 ページは、注記表です。これは、重要な会計方針に係る事項に関することや貸借対照表等に関する注記であり、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準及び手続きを開示し、明瞭にするものです。続きまして、決算付属書類について、説明します。13 ページをお開きください。5 令和4年度の事業報告書です。(1)総括事項については、先ほどの部長説明と重複するため省略します。(2)経営指標に関する事項のうち、損益情報に関する指標は、経常収支比率及び料金回収率が、健全経営の水準とされる100%を上回っており、良好な経営状態を維持しています。資産情報に関する指標は、有形固定資産減価償却率、管路経年化率とも上昇を続けており、施設の老朽化に管路等の更新が追いついていない状況であり、アセットマネジメント等を活用した効果的、効率的な更新投資が必要です。14 ページの(3)議会議決・報告事項については、お目通しください。15ページの職員に関する事項について、アは、上下水道部のうち上下水道総務課、水道工務課の職員配置状況を、イは、勘定別の職員数を掲載しており、令和5年3月31日現在の職員数は25名です。16～18ページは、建設改良工事の概要です。水道事業の事業費は、1億4,063万1,016円、17 ページ、簡易水道事業の事業費は、1億8,289万1,000円です。中段は、令和3年度からの繰越工事で、水道事業は、5件、2億6,130万9,734円、簡易水道事業は3件、2,462万3,000円です。18 ページ、令和5年度への繰越工事のうち、水道事業は、11件、3億548万2,330円、簡易水道事業は、8件、2億1,584万2,660円です。継続費は、台明寺配水区の基幹管路シールド工事1件、3億8,971万750円です。19 ページは、業務量です。表中段にあります年度末給水件数は、6万1,760件、年間配水量は、1,736万5,479m³、有収水量は、1,508万3,009m³で、有収水量を配水量で割った有収率は、86.86%となり、前年度と比較して1.01ポイント減少しました。供給単価は、132円81銭で、前年度と比較して42銭増加、給水原価は、111円87銭で、前年度と比較して5円47銭増加しました。620ページは、水道事業・簡易

水道事業別内訳を、21ページは、事業収入及び事業費用に関する事項を掲載していますので、お目通しください。21ページ下段から22ページは、主要契約の要旨です。資本的支出における契約額300万円以上のものを掲載しています。水道事業が17件、簡易水道事業が16件です。23ページは、企業債の概況です。前年度末の残高は、10億7,842万7,479円で、当年度の償還高は、1億5,385万3,031円、当年度末残高は、9億2,457万4,448円です。なお、39～42ページには、企業債明細書を掲載しています。24ページは、未収金明細書です。未収金の合計は、9,883万1,552円です。25ページは、事業資金収支表です。受入資金から支払資金を差引いた額は、40億714万9,090円で、この額を翌年度へ繰り越します。26ページは、キャッシュフロー計算書、単位：千円です。これは、現金預金が1年間の経営活動でどのように動いたかを示すものです。業務活動で、13億8,562万2,000円増加、投資活動で、9億7,564万6,000円減少、財務活動で、1億5,385万3,000円減少しました。資金増加額は、2億5,612万3,000円で、資金期首残高37億5,102万6,000円にこれを加えた資金期末残高は40億714万9,000円です。27～32ページは、収益費用明細書を、33～34ページは、資本的収支明細書を、35～38ページは、固定資産明細書を、39～42ページは、企業債明細書を記載していますので、お目通しください。43ページは、消費税等計算書です。当年度の消費税及び地方消費税は、4,600万4,800円です。以上で、令和4年度霧島市水道事業会計決算認定についての説明を終わります。なお、議案第72号 令和4年度 霧島市水道事業会計剰余金の処分についての説明は、先ほどの部長説明と重複するため省略します。

○委員長（山口仁美君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

決算書の13ページ、事業報告書の中の（2）この経営指標に関する事項の分析の欄でございます。経常収支比率が100%を上回っているもの下がっているよということで、分析では昨年の燃料費や原材料の高騰等によりということ、原因を分析されていますが、もう、この2点が主な理由であってほかに要因はなかったというふうな理解でよろしかったでしょうか。

○上下水道総務課主幹兼政策グループ長（滝間 宏君）

委員がおっしゃっていただいたとおり、分析項目については、2項目計上してございますが、補足してさらに細かい分析で申し上げますと、委託料、それに修繕費というのが、経常経費の増加要因でございます。委託料の増加につきましては、昨年度、一昨年度にかけて、アセットマネジメント計画というのを策定いたしました。その経費が5,500万円、また修繕費につきましては昨年、台風14号によります宇都良配水池建設予定地の法面が報道しましたので、法面改修工事、税抜1,500万円という支出がございましたので、それらも経常経費の増加要因として、含まれております。

○委員（宮内 博君）

部長口述でも、有収率について、前年度と比較して低下したということで、報告があるんですけど、実際に、20ページの業務量の内訳のところにも、それが記されているわけですが、簡易水道、水道、両方とも前年度を下回っているということになっております。主な理由、そのことについて、御説明をください。

○水道工務課長（養田健君）

有収率の低下につきましては、配水管等の老朽化に伴う漏水が主だと思います。令和4年度につきましては、寒波など大きな漏水が発生するような事案がなかったことから、それぞれの地域ごとの漏水が、積み重なったものと考えているところです。

○委員（宮田竜二君）

それは想定という、今のお話を聞くと恐らくそうではないのかということで受け止めたんですけども、具体的に、前年度と比較して、漏水という形で、発見されて、対応をした件数というのは

令和2年度中はどのようなふうになっているのですか。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

令和4年度は福山地区と牧園地区、ここに漏水調査を外部委託としてお願いいたしまして、福山地区については、2か所の漏水か所、それと牧園地区については、1か所漏水か所を発見いたしまして、3か所の漏水か所の修繕が完了しております。福山地区は福地地区と新原地区で2か所です。牧園は、寺原地区の1か所の3か所になります。

○委員（宮内 博君）

それは地域的に考えれば、簡易水道ということになりますかね。本水道の水道事業の関係ではないでしょうか。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

霧島市内で上水道、簡易水道事業を含めまして、昨年度が706件の修繕をしております。上水道事業が423件、簡易水道が283件です。

○委員（宮内 博君）

706件修繕を行っているということですので当然、そのことによって令和5年度は、有収率改善をされるという方向にいらっていると。そういうことで理解していいんですか。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

そのように、有収率が向上する方向で、期待したいところなんですけれども、配管の経年劣化、老朽化というのが毎年進んでまいります。漏水と修繕、これがいちごっこで進行しているのが事実ですので、今後、有収率が向上するということは確証が持てないところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

福山地区の水道について、個人の宅地等を走らしているところは結構あったりするというような話を聞いたんですが、令和4年度でどのくらいそこら辺が改善をされたのか、お尋ねします。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

福山地区は昨年度、2か所、配水管の工事をしております。1か所が牧之原小学校の南側の市道内を20m布設替えしております。また、国道10号、国道504号との交差点部分になりますけれども、国道改良とあわせまして148mの布設替えの更新を行っております。ただしこれはもともと公道内にあるものを布設替えしたということで、民有地内の布設替えの更新にはつながっていないところでありまして、今後、国道10号、志布志線の入り口から県境のほうにまだ民有地に残っている部分もあるんですけれども、その辺りもまた計画的に進めていけるかどうか、またいろいろ検討しながら対応していければなと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

正確には言えないと思いますが、あとどのぐらいがそういうやりかえなきゃいけない箇所が残ってるのか、お尋ねします。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

間違いなく分かっている箇所につきましては、国道10号のう先ほど申し上げました志布志市線から東側に進んでいくところになりますけれども、ここで約500mはあるかと思えます。市でまだ把握し切らない民有地内、小口径の部分ですけれども、これが集落水道等を引き取ったときの名残が残っておりまして、ここについては延長の把握ができていない現状でございます。

○委員（仮屋国治君）

資産の有価証券の運用状況ですけれども、年度末で2億9,973万500円ということですのでありますけれども、令和4年度における運用状況はどのようなものであったか、お知らせください。

○上下水道総務課主幹兼政策グループ長（滝間 宏君）

資金の運用につきましては令和2年度からそれぞれ各年度、令和2年度3年度4年度それぞれ額

面5,000万円の国債を二口で運用しております。それぞれ、年度ごとに購入した年度ごとの利息が、令和2年度に購入しましたものが、利率が0.4%でございましたので、二口で40万円。令和3年度に購入しましたものが、0.5%と0.4%、合計45万円、令和4年度に購入しましたものが、利率が0.9%と、1.10%でございましたが、令和4年度は、年度途中で購入をしておりますので、運用益としましては令和4年度分は、124万7,398円でございました。

○委員（宮内 博君）

口述6ページのところでも、施設の老朽化に対して管路等の更新が追いついていない状況だと、こういうふうに表示がされているんですけど、13ページの資産情報に関する指標のところにも、これを裏づけるような表示が記載をされているんですが、老朽化が進んでいるのに対して管路更新率は年々低下をしていると、こういうふうに表示がありますよね。その理由をお示してください。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

今霧島市で布設されている配水管というのが、合併前の旧市町の単位で、昭和50年から50年代を中心に布設されてきたものであります。今、それから年数的に40年近いものがありまして、耐用年数というのを迎えております。また、耐震化も進めなさいということで、国からも指導いただいているところであります。その当時に布設されたものについて、今、更新を毎年約10億円前後の費用をかけながら工事をしてしておりますけれども、なかなか価格の高騰等で、1m当たり七、八万円の工事費がかかるというところから、耐用年数を迎えて老朽化を迎える配管延長に対して、こちらが投資できる工事費が追いつかないというところの一つがございます。また、大規模な基幹管路、それと、国分の台明寺にかわる宇都良配水池の再整備ということで、こちらにも大きな費用を投じなければならないというところで、小口径は50mm、75mm、100mmの配水本管については、私も整備が追いつかないのが現状でございます。

○委員（宮内 博君）

事情は今お聞きして、理解したんですけど、ただしかし、経年劣化がどんどん進んでいくということに当然なっていくわけでありまして、個別具体的に、当然、昨年度もここにあるように、4,200mぐらいですかね、老朽管の布設工事等も含めて行いましたという報告あるんですけど、特に今おっしゃった、昭和50年代に集中的に配管されたところが多いところというのは、旧市町でどこになるんですか。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

旧国分市、これがまず大きく、昭和40年代後半から布設が進んできたわけですけども、ほかの地区におきましても、生活水準を、安定的にということで、国の指導が当時あったかと思えます。なので、ほぼ同じ時期に整備をしてきてますので、もうどこがっていうお話にはならないところがあります。やはり昭和40年代後半から昭和50年代にかけて、上水道の整備、簡易水道事業の整備というのが集中的になされているところであります。

○委員（宮内 博君）

市内に共同住宅等が多く存在しているわけでありまして、新しい共同住宅等が建設された場合、又は現在の共同住宅等がある場合、通常1階建ての場合は13mmの配管で可能かと思えますけれども、2階以上については20mmを取付けるというようなことがあろうかと思えますが、いわゆる条例上は、第30条のところ、申請によって、口径にかかわらず、13mmということで取扱いができる。こういう規定があるんですけど、令和4年度中の新築共同住宅、あるいは従来申請をしなかったところ等について、これを活用した申請件数というのがどれくらいあるのか。そして全体では、実際にどれくらいが活用されているのかというのが分かれば。

○水道工務課長（養田健君）

共同住宅についての内容については把握しておりませんが、本管から、メーター器の申請、給水

申請についての件数については把握をしておりますので、その建設、回答でよろしいでしょうか。令和4年度につきましては、857件の件数が上がってきております。

○委員（宮内 博君）

個別の口径はどういうふうになってるかっていうのは、把握されてないということですけど。条例上はそういうふうになってるわけですよね。それで、20mmのメーター器を設置をしているところでも、申請すれば13mmで可能だということになってるので、それがまず、全体が分からないということであれば、まず令和4年度中の条例上の規定による申請というのがどれほどあったのか、そこは分かりますか。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

みなしについては、実績はゼロであります。

○委員（宮内 博君）

これは新しく共同住宅等の建設があったときに、こういう規定があるよという、何らかの取組というのがなされているんですかね。条例はあるけれども、実績がないということで理解していいですか。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

制度はありますけれども、実績はないです。といいますのが、共同住宅で高層階になれば、当然水圧は低下しますので、口径が大きいほうが、安定的に水は使いやすいっていうのは当然あるんですけども、例えば2階建ての共同住宅、3階建ての共同住宅を建築される方があった場合に、最低水圧っていうのが、24時間の中で、この数値を下回ったら、ここに共同住宅は建てられませんよっていう決まり事がありまして、水圧さえクリアすれば、20mmのメーターでも13mmのメーターでも、水圧がありますので、問題なく、入居の方には、水を安定的に供給できるという考えの下、ほとんどの共同住宅の場合が13mmの個別メーターで対応しているのが実情でございます。

○委員（宮内 博君）

せっかく制度があるわけですので、2階3階に住んでる人たちはいわゆる水圧の関係で、13mmではなかなか圧力はないということで、20mmをつけるというところが多いわけなんですよ。現実的には、ですから、そういう場合でも、いわゆる、共同住宅の構造上の問題ということがあって、こういう制度が設けられているのではないのかなというふうに思うんですよ。ですから制度がある以上、市民には活用してもらおうということは、対策として必要になってくるのではないのかなと。特に、若い世代の方たちが、新しい居を構えるということになったときに、やむを得ず1階でなくて2階3階に住まなきゃいけないというときに、水道料金が1階よりも高いというようなことが、少しでも緩和をされるということになったほうがいいし、また条例上はそれができるとなってますので、ただし申請ですと。申請である以上、当然、制度を知らなければ、できないわけですので、当然事業者で、そのところは説明をするという、あるいは何らかの広報手段等を使ってお知らせをするということが必要だと思いますので、ぜひそういう取組を、次年度から進めていただきたいということは要請をしておきたいと思いますが、部長どうですかね。

○上下水道部長（上小園伸一君）

今、委員からありましたように制度上そういうものがあるということですので、申請者等への周知、そういうのを心がけていきたいと思っております。

○委員（宮田竜二君）

決算書の1ページと2ページの下欄に支出通の内訳が書いてあるんですけども、第1款の水道事業費用、それから第2款の簡易水道費用事業が予算額に対して決算額の差ということで不用額が、水道事業費用は約1億900万円、簡易水道は約4,200万円の不用額が出てるんですけども、この内容を教えていただけますか。

○上下水道総務課長（寶徳 太君）

細かいところまで求めてらっしゃいますか。

○委員（宮田竜二君）

できれば。ほかの一般会計とかほかの特別会計も不用額の資料があるので、それと同じようなものを見て、審査をしたいというのが目的です。

○上下水道総務課主幹兼政策グループ長（滝間 宏君）

一般会計のように今不用額調書というのを作成しておりませんので、回答が本日できません。今回宿題をいただいたということで、早急に分析作成をした後、提出をさせていただきます。

○委員（宮田竜二君）

それでは後日の提出で確認させていただきます。もう、審査に間に合わないんですけど、もう1点、工業用水道の決算について監査委員が意見書を出しています。意見書の中を見て、17ページ目に最後結びっていうのがあるんですけど、これ本当は監査委員にも聞きたいところなんですけども、なお当年の本市の管路の耐震化率は27.6%であるが、引き続き耐震管への整備を推進し、災害に強い管路の構築を図らねえというんですけど具体的に数値があるんですけどこの数値が意味するもの、要は、本当は、耐震化率っていうのはもっと低いけどもうちはもう高くなってる、文章からそういう読み取れるのかなと思ったんですけど。その耐震化率っていうのは何か目標とかがあるんですか。監査委員報告の意見書の中の、17ページ目に、水道会計の結びが書いてあるんですけど、その耐震化について。

○水道工務課主幹兼工務第2グループ長（深水孝志君）

耐震化率のお話について説明させていただきます。監査委員の意見書の17ページの耐震化率27.6%、これは昨今の大規模地震で、水道配水本管、やはりここからの大きな漏水で、生活困窮に陥るといふことがありますので、厚労省としては耐震化率を、非常に重視しておりまして、最終的な目標としては100%です。今策定されている霧島市水道ビジョン、この中では、年1%の耐震化率の向上というのを目標に掲げる掲げておりますけれども、やはり、事業投資、金額というところがなかなか思うように、ついてこないもんですから、年のパーセントっていうのが1%に、現状、満たない状況ではありますけれども、最終的な目標は100%に持っていくということで、現在は27.6%であるということでありまして。

○委員（宮田竜二君）

今の答弁では、私はこの27.6%というの、目標よりも進んでいるんだというとらえ方をしているんですけども、1年に1%ずつだと言われたんですけど、将来的に100%というだということも分かるんですけど、本年度、この決算においては、この27.6%というの、目標よりも先を行ってるといふとらえ方なんではしょうけども、それでいいでしょうか。

○上下水道部長（上小園伸一君）

目標とする数値、延長。それについては設定されていない。先ほど、深水主幹が言いましたように、水道ビジョンでは、年1%を目標に、耐震化をやっていきたいということが目標になっているところがございます。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第71号及び議案第72号についての質疑を終わります。

「休憩 午後 1時46分」

「再開 午後 1時46分」

- △ 議案第73号 令和4年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について
- △ 議案第74号 令和4年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第73号、令和4年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について及び議案第74号、令和4年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（上小園伸一君）

議案第73号令和4年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、説明します。令和4年度は、16社23事業所に給水し、産業基盤の確立に必要な 安定的かつ低廉な価格の給水を確保するため、施設の保守・管理に努めてまいりました。契約水量は1日291m³で、年間使用水量である有収水量は61,070m³であり、前年度と比較して1,963m³増加しました。また、工業用水道事業につきましては、責任水量制を採用しており、料金算定に用いる期間有収水量は、115,705m³で前年度と比較して3,939m³増加しました。経営成績状況は、総収益2,719万541円、総費用2,461万9,633円で、差引き257万908円の純利益となっていますが、一般会計から300万円の補助金を繰り入れていることを考慮しますと、依然厳しい経営状況であると考えています。今後も、厳しい状況下ではありますが、経費節減に努め、健全な企業経営を推進してまいります。詳細につきましては、後ほど上下水道総務課長が説明します。続きまして、議案第74号令和4年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について説明します。本議案は、令和4年度霧島市工業用水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。令和4年度霧島市工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分については、前年度からの繰越利益剰余金306万1,502円と当年度純利益257万908円の合計額563万2,410円が当年度未処分利益剰余金であり、このうち100万円を建設改良積立金として処分し、残額463万2,410円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。以上、説明申し上げましたが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○上下水道総務課長（寶徳 太君）

議案第73号令和4年度霧島市工業用水道事業会計の決算認定について、説明します。霧島市工業用水道事業会計決算書の1ページをお開きください。1～2ページは、決算報告書の収益的収入及び支出です。収入の第1款工業用水道事業収益の決算額は、2,719万541円です。次に、支出の第1款工業用水道事業費用の決算額は、2,461万9,633円です。3～4ページは、資本的収入及び支出です。収入はなく、支出の第1款 資本的支出の決算額は、2万9,700円です。なお、欄外下段に記載したとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、2万9,700円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しました。5ページは、損益計算書です。1 営業収益は、576万5,680円、2 営業費用は、2,461万9,633円であり、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は、1,885万3,953円です。次に、3 営業外収益は、2,142万4,861円、4 営業外費用はゼロ円で、営業損失に営業外収益を加えた経常利益は、257万908円であり、このほか特別損益はなく、この金額が令和4年度の純利益です。前年度の繰越利益剰余金306万1,502円に当年度の純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は、563万2,410円です。6～7ページは、剰余金計算書です。上段には、前年度末残高を記載しています。中段には、議会の議決による未処分利益剰余金処分後の残高を記載しています。利益剰余金のうち、利益積立金は、175万円、建設改良積立金は、1,700万円、未処分利益剰余金は、306万1,502円です。下段には、当年度変動額及び年度末残高を記載しています。資本剰余金は、4,199万5,000円、利益剰余金は、中段の処分後残高に 当年度純利益257万908円を加えた2,438万2,410円です。8ページは、貸借対照表の資産の部です。1 固定資産合計は、2億9,717万9,041円です。詳細は、18～19 ページ

の固定資産明細書に記載しています。2 流動資産合計は、5,472万5,279円です。固定資産と流動資産を合算した資産の合計は、3億5,190万4,320円です。9 ページは、負債の部です。3 固定負債は、2,369万2,590円です。4 流動負債は、79万6,616円です。5 繰延収益は、2億3,574万7,534円です。固定負債、流動負債、繰延収益を合算した負債の合計は、2億6,023万6,740円です。次は、資本の部です。6 資本金は、2,529万170円です。7 剰余金のうち、資本剰余金は、4,199万5,000円、利益剰余金は2,438万2,410円で、剰余金合計は、6,637万7,410円です。資本金と剰余金を合算した資本の合計は、9,166万7,580円で、負債と資本の合計は、3億5,190万4,320円です。10ページは、注記表です。続きまして、決算付属書類について、説明します。11 ページをお開きください。令和4年度の事業報告書です。(1)総括事項については、先ほどの部長説明と重複するため省略します。(2)経営指標に関する事項は、経営収支比率、料金回収率などを記載しています。12ページは、業務量です。年度末の給水箇所は、23ヶ所、年間配水量は、6万5,454m³、年間有収水量は、6万1,070 m³、有収率は93.30%です。供給単価は49.70円で、前年度と比較して0.43円減少しました。給水原価は53.55円で、前年度と比較して13.95円減少しました。13ページは、事業収入及び事業費に関する事項を記載しています。14ページは、事業資金収支表を記載しています。受入資金が5,898万467円、支払資金が427万2,828円で、差引額5,470万7,639円を翌年度へ繰り越します。15ページは、キャッシュフロー計算書単位：千円です。業務活動で452万5,000円増加、投資活動で3万円減少しました。資金増加額は、449万5,000円で、資金期首残高5,021万3,000円にこれを加えた資金期末残高は、5,470万8,000円です。16ページは、収益費用明細書を、17ページは、資本的収支明細書を、18～19ページは、固定資産明細書を記載していますので、お目通しください。以上で、令和4年度霧島市工業用水道事業会計認定についての説明を終わります。なお、議案第74号令和4年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての説明は、部長説明と重複するため省略します。

○委員長（山口仁美君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

工業用水道法でありますけれど、令和4年度中の給水が16社、23事業所に給水したということで報告がなされているんですけど、これは工業用水道というのは、立米単価45円ですか、ということで、給水をしているわけですけども、かなり安くて、給水をしている。その一つの前提条件として、1日当たり50立米以上給水できることが一つの基準といたしますか、そういう位置づけで、この工業用水道がつけられている背景があるというふうに条例上で、見てとることができるんですけど、実際その16社23事業所に給水を供給したということでの報告がありますが、日量50立米を超える扱いをしているところが、実際何社ほどあるのでしょうか。

○上下水道総務課長（寶徳 太君）

23事業所に対しまして、10事業所が日量でいえば50立米を超えている状況でございます〔42ページに訂正発言あり〕。

○委員（宮内 博君）

あとの13事業所はそれ以下だということですよ。今の報告では、年間6万1,070立米ということですので、50立米を超えているということであれば、12か月分掛ける10ということになるんですけど、それだけ18万立米ぐらいになるということになります。報告では6万1,070立米になってるのもう1回、検証してもらえませんか。

○上下水道総務課長（寶徳 太君）

先ほど宮内委員にお答えした分については、年間でした。大変失礼しました。細かい数字については、後もって、この時間中に、お答えができるよう準備いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員（宮内 博君）

先ほど基本料金、トン当たり立米当たり45円という形で給水をしているんですけど、この工業用水道になっていない、市内には大手のソニーであるとか京セラとか、企業があるんですけど、ここは何口径の水道を引いて、実際にどれぐらいの料金を払ってるんですかね。

○上下水道部長（上小園伸一君）

京セラ国分工場が引込み口径が150mmになっております。ソニーは今報告できないところです。

○委員（宮内 博君）

水道料金については早見表が作られておりますよね。それで配水されてるんですけど、京セラについては150mmということで、の報告でしたけれども、日量50 t。1月1,500 tというふうにご利用した場合の料金と工業用水道を利用したときの料金ということでは、実際かなり差額があるだろうというふうに思うんですけど、同時に一般市民、13mmと20mmの世帯ではそんなに使わないわけですけど、たとえ平均的に、月30 tという利用をした場合に比べると、工業用水道で30 t、利用した場合1,350円ということになっていて、口径には関係なく、なってますので、13mmで使った場合は3,784円。20mmが4,224円というなるわけですよ。ですから、当然市民が使う水道料金、工業用水道よりも2.8倍、13mmで市民は払っていると。20mmでは3.13倍払っている。こういうことになっているものですから、これまで、工業水道については、いろんな議論をしてきたんですけど、実際平成元年に布設されたという経過があるんですけど、もう実際、30年を過ぎているということがあって、この工業用水道についても老朽化が進んでいるという、そういう議論がこれまでもあって、今後市の給水事業に入れる、そういう検討をするということが、当初予算の議論の中でなされました。同時に、令和4年度中に検討委員会を設置をするということまで、そのときにおっしゃられてるんですけど、それが実際令和4年度中に動き出しているのかどうかということをお尋ねをしたいがためにお聞きをしてるわけですけど、どうなんでしょうか。

○上下水道総務課長（寶徳 太君）

工業用水の一般質問等、私も来てから見直してみました。令和3年12月議会で宮田委員からありました。令和4年6月議会では下深迫議員でも、工業用水を上水道にという答弁もあったんです。先ほど言われました、工業用水道事業の外部委員会。委員会については、令和5年3月7日に開催され、4年度中です。そのあと、4月18日、令和5年度当初に、現地調査を行っております。工業用水については、やはりその財源確保が1番の課題になっております。工業用水を維持するのか。それとも、上水道にで取り込むのか。その辺については、令和5年度になってから、協議が加速していると思っております。関係課との打合せ、あとは3役にも、こういう喫緊の課題があると、老朽化もしていると。早急にここについては結論を出さないといけないという協議を進めております。最終的には、本年度中には、どの方向で、工業用水の外部委員会に投げて、そこのキャッチボールをどのように図るか、今年度末には、結論を出したいと考えているところですが、やはり、財源の確保が非常に厳しい状況というのは否めない事実です。しかしながら、委員のおっしゃるように、今年度中には、最終的に工業用水道の在り方の最終決定は図りたいと思っております。

○上下水道総務課政策グループサブリーダー（藤田守孝君）

先ほど宮内委員からありました日量50立方メートル使用している事業所があるかということについてなんですが、まず契約水量自体で日量50立方メートルの契約をしているところが、一つもありません。実際に日量50立方メートル以上、使用している実績がある事業所も、一つもありません。

○委員（宮内 博君）

多分そうだろうなと思ったんですよ。ただ、条例上の規定は、やはりこの工業用水道が、これだけ、価格を低く抑えて給水するというのとは一つは見方によっては薄利多売というか、たくさん売って、利益率は低いいけれども、量を確保することによって、一定収益を上げるということが一つあ

るのかなど。同時にそこに、新しく工場を設けたところは、安い水道料金で事業を行うことによって経費節約にもつながるといふ、そういうことが一つは狙いにあるのかなどというふうに思うんですけど、ただその1日50トン以上利用するというの是一個もないという状況で工業用水道が給水をされているというようなことから見ると、本来の目指している工業用水道からは、十分遠いのかなどという感じがしたものですから、条例上、第3条の中にはそのところをちゃんと書いてあるわけですね。そういう点で、令和5年度、検討委員会を開いて、一定の方向性を出すという話でありますけれども、それは当然、待ちたいと思いますが、そういう問題等も含んでということ等についても、是非御検討をいただければというふうに、これは要請をしておきたいと思っております。

○委員長（山口仁美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第73号及び議案第74号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 3時06分」

「再開 午後 3時16分」

○委員長（山口仁美君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。ここで発言の申出がありましたので、これを許可します。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（江口元幸君）

午前中に御審議いただきました温泉供給特別会計の決算の中で、御質問に回答ができてない部分、あと補足をさせていただく部分がありましたのでここで回答させていただきます。まず、今吉副委員長からありました温泉供給量の予力についてでございますが、現在の造成量で試算をいたしますと、平均的な一般家庭であれば144軒分、それからホテル旅館等の営業用施設であれば2軒分ほどの余剰があるという計算になっております。次に宮田委員と徳田委員から御質問のありました、徴収困難なものにつきましては今後も徴収事務を継続してまいりますけれども、相続放棄等によりやむを得ず歳入を見込めなくなったものにつきましては、適宜、適正な会計処理を行ってまいりたいと存じます。最後に、下深迫委員からございました御指摘につきましては、今回の答弁につきまして不備がありましたこと心より深くおわびを申し上げます。今後につきましては、御指摘いただいた件を教訓にいたしまして、業務に生かしてまいりたいと存じます。回答が遅くなりまして大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

△ 議案第75号 令和4年度霧島市下水道事業会計決算認定について

△ 議案第76号 令和4年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第75号、令和4年度霧島市下水道事業会計決算認定について及び議案第76号、令和4年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（上小園伸一君）

初めに配付しました口述書に誤りがありましたのでおわびを申し上げます。手書きでの訂正をお願いいたします。誤りは12ページの3行目。延長919.4mであります。この延長919.4mを918.7mに訂正をお願いいたします。事業概況については、国分隼人地区汚水管渠工事のほか3件の工事を実施し、面積4.18ha、延長918.7mが整備され、国分隼人地区の事業計画区域内での整備率は91.7%、

供用開始区域人口は前年度と比較して269名増加しました。業務量については、下水道事業全体の年度末水洗化人口は36,977人、前年度と比較して546人増加、水洗化率は86.1%で、前年度と比較して0.8ポイント増加しました。年間処理水量は5,879,878m³で、前年度に比べて570,900m³の増加、年間総有収水量は4,474,060m³で、前年度に比べて99,581m³増加しました。次に、経営成績については、税抜きで総収益12億7,349万2,076円、総費用10億8,934万2,855円、差引き1億8,414万9,221円の純利益となっています。また、収支比率につきましては、総収支比率、経常収支比率とも116.9%であり、前年度と比較して、総収支比率で26.4ポイント、経常収支比率で26.5ポイント、それぞれ低下しました。以上、概要を申し上げましたが、今後も公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、下水道施設の維持管理及び必要な整備・更新を行ってまいります。詳細につきましては、後ほど上下水道総務課長が説明します。次に、議案第76号令和4年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について、説明します。本議案は、令和4年度霧島市下水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。令和4年度霧島市下水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分については、前年度からの繰越利益剰余金9,391万3,100円と当年度純利益1億8,414万9,221円の合計額2億7,806万2,321円に当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額1億7,700万円を加えた4億5,506万2,321円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち当年度補填財源として使用した3億6,033万8,833円を資本金に組み入れ、残額9,472万3,488円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。以上、説明申し上げますが、よろしくご審査くださるようお願いしま

○上下水道総務課長（寶徳 太君）

議案第75号令和4年度霧島市下水道事業会計決算認定について、説明します。霧島市下水道事業会計決算書の1ページをお開きください。1～2ページは、決算報告書の収益的収入及び支出です。収入の第1款下水道事業収益の決算額は、13億1,600万7,431円です。内訳は、第1項営業収益5億587万3,900円、第2項営業外収益8億868万8,963円、第3項特別利益144万4,568円です。次に、支出第1款下水道事業費用の決算額は、11億2,416万1,584円です。内訳は、「第1項営業費用」10億1,091万7,366円、第2項営業外費用1億1,187万2,978円、第3項特別損失137万1,240円です。3～4ページは、資本的収入及び支出です。終末処理施設の改修、管渠の敷設など下水道施設の整備及び雨水事業に要する収入及び支出です。収入の第1款資本的収入の決算額は、3億4,365万5,390円です。内訳は、第1項企業債9,800万円、第2項他会計負担金4,236万1,470円、第3項国庫補助金1億3,844万2,440円、第4項負担金等6,485万1,480円です。次に、支出の第1款資本的支出の決算額は、9億229万2,858円です。内訳は、第1項建設改良費2億9,878万9,250円、第2項企業債償還金6億350万3,608円です。なお、欄外下段に記載したとおり、繰越工事資金を除いた資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億5,069万8,468円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填しました。5ページは、損益計算書です。1.営業収益から2.営業費用を差引いた営業損失は、5億2,109万6,902円、営業損失に3.営業外収益と4.営業外費用を加減した経常利益は、1億8,407万6,762円、経常利益に5.特別利益と6.特別損失を加減した当年度の純利益は、1億8,414万9,221円です。前年度繰越利益剰余金9,391万3,100円、その他の未処分利益剰余金変動額は1億7,700万円ですので、当年度未処分利益剰余金は、4億5,506万2,321円です。6～7ページは、剰余金計算書です。上段には、前年度末残高を記載しています。中段には、議会の議決による未処分利益剰余金処分後の残高を記載しています。利益剰余金のうち、建設改良積立金は、2億1,240万円、未処分利益剰余金は、9,391万3,100円です。下段には、当年度変動額及び年度末残高を記載しています。利益剰余金のうち、建設改良積立金は、1億7,700万円を取り崩し、3,540万円、未処分利益剰余金は、建設改良積立金取崩し額1億7,700万円、当年度純利益1億8,414万9,221円を加え、4億5,506万2,321円、利益剰余金合計は、4億9,046万2,321円です。これに資本金・資本剰余金を

加えた資本合計は、27億5,904万4,478円です。8～9ページは、貸借対照表です。8ページは、資産の部です。1.固定資産の合計は、180億4,968万4,909円です。詳細は30～33ページの固定資産明細書に記載しています。次に、2.流動資産です、合計は、5億1,331万5,063円で、うち現金預金は、4億4,948万5,556円です。未収金は、1,359万4,178円で、内訳は、21ページの未収金明細書に記載しています。固定資産及び流動資産を併せた資産の合計は、185億6,299万9,972円です。9ページは、負債の部です。3.固定負債は、49億3,931万7,626円、4.流動負債は、8億778万2,313円です。5.繰延収益は、100億5,685万5,555円です。固定負債、流動負債、繰延収益を合算した負債の合計は、158億395万5,494円です。次に、資本の部です。6.資本金は、16億9,354万8,187円、7.剰余金は、10億6,549万6,291円です。資本金と剰余金を合算した資本合計は、27億5,904万4,478円で、負債と資本の合計は、185億6,299万9,972円です。10～11ページは、注記表です。会計処理の基準等を開示したほか、国分単人処理区の公共下水道事業と高千穂処理区の特定環境保全公共下水道事業のセグメントごとに、営業収益等の諸数値を記載しています。続きまして、決算付属書類について説明します。12ページをお開きください。令和4年度の事業報告です。(1)総括事項については、先ほどの部長説明と重複しますので、省略します。(2)経営指標に関する事項については、経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を上回っています。経費回収率は、87.77%で、使用料で回収すべき経費を使用料で賄っていません。管渠老朽化率は、0.00%ですが、管渠を含む下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき長寿命化を図るとともに将来の更新需要に備えます。13ページの(4)職員に関する事項は、下水道工務課の職員配置状況を記載しています。令和5年3月31日現在の職員数は、11人です。14～16ページは、工事概要です。合計27件で、事業費は、前年度からの繰越工事を含めて7,795万4,500円です。また、翌年度への繰越工事は、8件、6,556万円です。17ページは、業務量です。年度末現在の諸数値で、全体計画面積に対する面整備率は、67.5%、事業計画面積に対する面整備率は、91.8%で、0.4ポイント増加、供用開始区域人口42,933人、水洗化人口36,977人、水洗化率は86.1%で0.8ポイント増加しました。年間処理水量は587万9,878m³、有収水量は447万4,060m³です。また、1m³当たりの使用料単価は、95.0円、汚水処理原価は、158.2円です。18ページは、処理区ごとの内訳です。19～22ページは、会計に関する事項です。19ページ主要契約の要旨は、契約額300万円以上のもの24件を記載しています。20ページは、企業債の概況です。前年度末の残高が59億7,434万6,692円、当年度借入高が9,800万円、当年度償還高が6億350万3,608円、当年度末残高は54億6,884万3,084円です。なお、34～41ページには、企業債明細書を記載しています。21ページは、未収金明細書です。未収金の合計は1,359万4,178円です。22ページは、事業資金収支表です。受入資金から支払資金を差引いた額は4億4,948万5,556円で、この額を翌年度へ繰り越します。次に他会計補助金の使途の特定は、一般会計からの繰入れをどのような経費の財源としたかを記載したものです。23ページは、キャッシュフロー計算書単位：千円です。業務活動で、9,003万1,000円増加、投資活動で、1億464万4,000円増加、財務活動で、2億1,419万8,000円減少しました。資金減少額は、1,952万3,000円で、資金期首残高4億6,900万9,000円からこれを差引いた資金期末残高は、4億4,948万6,000円です。24～27ページは、収益費用明細書を、28～29ページは、資本的収支明細書を、30～33ページは、固定資産明細書を、34～41ページは、企業債明細書を記載していますので、お目通しください。42ページは、消費税等計算書です。当年度の消費税及び地方消費税は、2,902万4,700円です。以上で、令和4年度霧島市下水道事業会計決算認定についての説明を終わります。なお、議案第76号令和4年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての説明は、部長説明と重複するため省略します。

○委員長（山口仁美君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

主要契約の19ページですけれど、総合管理計画の中での調整池の購入なのかなと思いますけれど、同日、同金額、お2人名前がですね掲載をされているんですが、これは相続の関係なのかなちょっと分かりませんので理由をお示しください。

○下水道工務課長（三島由起博君）

ここに挙がってるお2人の分は土地が共有名義ということで同日の契約ということになっております。

○委員（植山太介君）

今の土地購入の件なんですけども8月18日に、今言われた10月14日に3者から土地を購入してるわけなんですけども、これがこの間見せていただいた土地の全てだという認識でよろしいのでしょうか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

ここにあります用地の部分につきましては、先日、現地をさしていただいた事業用地の主なものでして5筆のうちの4筆にあたるものです。

○委員（宮内 博君）

未収金の関係についてであります。令和4年度、件数として4,646件と、897万4,737円ということで報告がされております。年度途中での経過なのかなというふうに思いますけれども、その後どういふふうにですね回収されているか。

○上下水道総務課主幹兼雨水グループ長（福田 覚君）

ただいま御質問のありました未収金に関してです。委員言われたとおり年度途中ということで、水道の場合は3月31日で未収金という額を確定します。その後の未収金の額をお伝えします。5月31日現在の未収金額です。262万5,086円。続きまして8月31日現在になります。こちらについては133万64円ということで収納率が99.72%となっております。以上です。

○委員（宮内 博君）

受益者負担金の2,754万6,774円ということでありまして。何人分の受益者負担金なのかですね。その点をお示しをください。

○上下水道総務課主幹兼政策グループ長（滝間 宏君）

ただいま質問のありました24ページの第1款、第2項、第3目の長期前受金戻入の受益者負担金2,754万6,774円につきましては、過去に受益者負担金を財源として取得をした資産の減価償却費の見合いになる今年度収益化するものでございますので、宮内委員の御質問が令和4年度の受益者負担金の内訳ということでありましたらまた別途回答いたします。

○下水道工務課下水グループサブリーダー（桐原隆志君）

4年度に新たに付加した件数は179件です。

○委員（宮内 博君）

26ページですね、費用の関係で報償費1,069万9,900円ではありますが、これは前納報奨金であろうというふうに思いますけれど、先ほど令和4年度179件ということで報告あったんですけど、1,069万9,900円。これは何件分に当たるのか、そしてそれは全体の何%ぐらいなんですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

報奨金の中身につきましては、前納報奨金が件数で189件です。1,064万5,200円となります。このうち負担金が129件、分担金が60件という内訳になっております。

○委員（宮内 博君）

数字を言うときにはゆっくり言ってもらえませんか。追いつきませんので。すいませんもう1回お願いします。

○下水道工務課長（三島由起博君）

前納報奨金の件数が189件です。こちらが1,064万5,200円になります。この内訳が負担金で129件、分担金で60件になります。

○委員（宮内 博君）

負担金と分担金というふうな分け方で報告をされてますが、ちょっとそこを説明してもらえません。

○下水道工務課長（三島由起博君）

まず、負担金につきましては、新たに管渠工事を行いまして、供用開始された排水区域内の土地所有者に対して、その建設費の一部を御負担いただくものが受益者負担金です。対しまして分担金につきましては、事業計画区域外から自費施行により、御家庭や事業者から公共下水道に接続される場合を区域外流入としまして、受益者負担金との公平性を図りまして建設費の一部を御負担いただくものが分担金としております。

○委員（宮内 博君）

分かりました。受益者負担金が先ほど179件という報告なんですけれど、それはいわゆる前段で説明があった129件というので、179件中129件が負担金、前納報奨金を受け取っていると。こういうことになるんですかね。

○下水道工務課長（三島由起博君）

そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

現在の5年定期のですね利息は幾らぐらいですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

1,000万以上の大口定期の5年満期の条件で、市内金融機関の率を確認しましたところ5金融機関で0.002%となっております。

○委員（宮内 博君）

受益者負担金、5年分をですね一括で支払ったときの還元金は幾らになりますか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

全期前納で全期前納報奨金をした場合に約19%ということになります。

○委員（宮内 博君）

20%でなかったのかなと思いますけど。再度確認をお願いします。

○下水道工務課長（三島由起博君）

最大20%ということです。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、先ほど1,000万円というふうにおっしゃったんですけども、5年定期で0.00がゼロが二つ続いて2%ということになります。それで20%というのは、現在の利息の何倍になりますかね。

○下水道工務課長（三島由起博君）

約10,000倍です。9,090倍です。

○委員（宮内 博君）

10,000倍ですね。それだけの前納報奨金を払っていると。現在もですね。ということなわけです。それで、これまでもこの件については改善をすべきではないのかと、今の低金利時代ですね。現状に合わないのではないかとということで、ずっと求めてきてるんですけど、なかなか1回決めたら後戻りできないというか。本来ならこの低金利時代が始まったときに見直すべき事案だったのではないのかなと。現在それを引継いで担っている皆さんには責任はないんだろうというふうに思いますけれど。實際上、現時点でやはり何らかの手だてをですね講じる必要があるというふうに思うんですね。10,000倍っていうのはあり得ない話なわけで、大体、受益者負担金払ってる人の8割

以上が、この受益者負担金の受益者負担金払ってる人の8割以上がこの前納報奨金を受け取ってるということになってるわけで。現実、その㎡単価430円でしたかね、の受益者負担金というのは8割引きで実際は納められてるって話ですよ。ですから、そこのところの令和4年度中の議論というのはなかったんだろうかなというふうに思うんですけど。やはり非常にこの現実にそぐわないですね状況がずっと続いていると。実際に20%の金利がつくころっていうのは、いわゆるバブル経済のさなか、昭和60年、61、62年ですね。この頃60年代の後半ですね。その頃が5年金利で大体16%ぐらい利息がついてたわけですので、前納報奨金制度というのは旧国分も含めて、旧1市6町ですね全て、住民税の前納報奨金なども、制度としてあったんですよ。それでそれが低金利時代に入って一斉に制度そのものをなくしたという歴史的な背景があるんですけど、この公共下水道に限ってはそれがずっと残ってるというですね。何とかその対応というのはできないものなんですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

まず受益者負担金制度というのが都市計画法の第75条にありまして、公共水道を整備されることで、利益を受ける方に建設費用の一部を負担していただき、下水道整備の進捗を図ろうとするものが受益者負担金制度になります。この算出根拠としましては、負担区ごとに事業計画に基づいた当該負担区の整備費用のうち、国庫補助対象とならない部分の末端管渠相当額等を受益地予定面積で割って算定したのになります。それと相まって前納報奨金につきましては、あくまでも早期の納付付けの、納付の動機づけであったり、債権管理上の事務費の軽減に資するものであって、単価の見直しについては、これと切離して整理をしているというようなところでございます。

○委員（宮内 博君）

高金利時代はですね、実際それで早期に納入して5年たてば20%分の利息を稼ぐことができたという。そういう一つの背景があったわけですよ。受益者負担金はどういう形で納めなきゃいけないかというその制度上の問題というのが当然あるわけで、受益者負担金そのものを私は否定してるわけじゃないわけですよ。実際は2割引きでですね、受益者負担金を納められているんじゃないのかと。だったら、一括で納めることができない。そういう人たち。まさに所得の少ない人たちへの配慮ということを考えると、その辺の見直しというのがあってもいいのではないかということで申し上げているわけで。この議論は平行線ですのでこの辺で収めますけれど、ぜひですね、そういう問題を抱えているということは、再度確認をいただいて、何とかこの議論のテーブルにですね載せてもらいたいということはお願いをしておきたいとおもいます。

○副委員長（今吉直樹君）

資料は28、29の資本的収支明細書の資本的支出の歳出の部分なんですが、目の雨水管理道路建設費、それから5の雨水ポンプ場建設改良費、特に5の雨水ポンプ場建設改良費の委託料、こちら執行ゼロということになっております。当初予算を調べてみますと8,011万9,000円が計上されているわけです。排水機場の整備工事と記されております。こちら令和4年度事業が行われなかった理由は何なんでしょうか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

雨水ポンプ場、排水機場の整備に当たりましては、翌年度に繰越しをした関係もありまして、こちらのほうに当該年度での執行額がゼロとなっているところでございます。

○副委員長（今吉直樹君）

では繰越しの理由を教えてください。

○下水道工務課主幹兼雨水グループ長（前田裕明君）

業務の関係上ポンプ場整備地の隣接地に河川がございまして、その河川をまずやることで整備を進める関係で、どうしてもこの、渇水期での整備という形になったものですから繰越し事業となっております。

○副委員長（今吉直樹君）

現場の状況によって工事ができなかったというとらえたんですけど、これによりまして約1年間雨水の市民生活の安全というか、そういう浸水被害の改善というのが遅れてしまうということが懸念されるんですけども、その計画に対しての遅れというものについてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

委員おっしゃるとおり、雨水事業につきましては喫緊の課題でございまして、地域の住民の方々については非常に御苦労されてる部分があるというふうに認識しております。ただ、姫城2号の排水機場の現場条件につきましても、以前現場を見ていただいたこともあるかと思うんですが、やはり現場の状況が非常に狭い道路であったり、周辺が家屋が建ち並んでいたり、温泉があったりということで非常に作業スペースもない状況です。遅れた原因の一つとしましては、周辺の住民への説明であったり、周辺の家屋の事前調査、それから周知を図ったりとそういった準備工にも時間かかっております。また、日当山西郷どん村の入り口の部分、大型の重機が侵入するための市道につきましても、木之房川のところが石橋であったりするものですから、今現在それを補強するための仮の架設をしているところです。ですので非常に雨水事業につきましては渇水期、水を扱う事業になりますのでやはり当初考えていた計画どおりになかなか進まない実情もございまして、こちらとしても少しでもそういった工程をフォローアップしながら、円滑に進めたいというふうに考えておりますので、今後も引き続き少しでも早期完成を図れるように努めていきたいというふうに考えております。

○副委員長（今吉直樹君）

恐らくここまで事業が進まないと働いてる皆さんは非常に御苦労が多いのかなと思ったところです。職場内でのフォロー体制とか、相談できる環境、何らかのそういう工夫、事業を何とか進めていかなければならない状況がありますので、そこの改善の工夫というのは、今どのようにお考えでしょうか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

まず下水道課の雨水グループにおいて毎月工程会議を行っています。その中で課題を拾い出しをしまして、グループ内で私も含めて協議をして課題解決を図っていきます。また部内においても工程会議を行っていますので、課題がありましたら他の課と情報を共有しながら、またいろいろな意見をいただいて事業を進めているということです。また、月例の工程会議をまた、副市長との工程会議も毎月行っておりまして、その中でもいろいろ課題解決に向けて副市長からも助言をいただいているところでございます。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで議案第75号及び議案第76号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時05分」

「再開 午後 4時17分」

【議案処理】

○委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより決算関係議案14件の議案処理を行います。議案番号順に行います。

△ 議案第65号 令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（山口仁美君）

まず、議案第65号、令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（竹下智行君）

健康増進課のところの地域自殺対策緊急強化事業のところを確認したところで、霧島市で22名だったですかね自殺で亡くなられた方がいらっしゃるということだったんですが。ただ保健センター等での相談実績というのが1件しかなかったというふうなお話でした。やはり市民の方々が相談できる窓口、そこあたりの周知徹底、体制づくりというのをできないだろうか。新しいすこやか保健センターの建設も今後また予定されてますので、その体制づくりのほうをお願いできないだろうかというところを要望したいと思っております。

○委員（宮内 博君）

今回のこの施策の成果表ですね、提出をいただいているんですが年のせいもあるだろうと思いますが、文字が大変小さくてですね。少なくとも10.5ポイントぐらいの文字の大きさはですね確保してもらいたいなど。本当にもう虫眼鏡で見ないと見えないぐらいの小さい文字。8ポイント以下じゃないですかね。この文字の大きさを見るとですね。全体のこのA4判をフルに活用するというふうになれば、まだ余力随分あるんじゃないのかなというふうに思うんですよね。ですから、ぜひ、次の、当然来年はこのメンバーで予算の議論をしなければいけないことになります。当然来年の決算もですね、準備が始まるということになるわけですので、ぜひそのところはまず、すぐに、この余白のある部分を活用してですね、広げるというようなことをやっていただきたいというふうに思います。同時に予算書の中にですね、この附属書を皆さんお持ちなんですけど、予算書の中には繰越し明許費とか不用額とかそういう記述はあるんだけど、その事業費の内容というのは全然書いてないんですよね。それで予算書では読み取ることができないと。結局、成果表が中心の議論になるということなんです。それでこの予算書に沿って説明をする部署と全く予算書は説明しないで成果表だけで説明を済ませてしまうというところもあるんですよね。ですから、そのところはぜひ予算書に沿って説明をいただいて、同時に予算書の中にも空欄いっぱい備考欄にはありますので、そのところですねもう少しその事業内容が分かるような記述等が配慮できないのかというふうに思います。3点目は経費節減ということで言われてるんだけど、議論の中でも明らかになったように決して霧島市はほかの、全国19市の財政状況あるいは県内19市ですね、財政状況から見てもまさにこのせっぱ詰まって逼迫しているという状況ではないというのはいま明らかです。にもかかわらず今年の歳入歳出決算附属書もう本当にざら紙ですよ。いかにもみすぼらしいというですね。監査委員の意見書もコピー用紙ということで表紙がついてないというですね。こういう形になっています。我々1年間成果の議論をする議会としては、きちりりのちのちですね。また、参考資料として活用できるような形でできるようなですね、せめて表紙ぐらいはしっかりしたものをですね、作ってもらいたいというふうに思いますので、その辺はぜひ委員長報告にもつけ加えていただきたいと思います。

○委員（宮田竜二君）

自由討議なので自由にちょっと提案をさせていただきたいんですけども。今回一般会計だけでなくですね、今回決算審査したほかの会計も含めて感じたことなんです、やはり債権の徴収業務

というのがすごく多いと。どの部署でもいろんなことをやって徴収作業されてますけども、これをよく考えるとすごく無駄、無駄というかももう少し効率がよくできないかなと思って。ちょうど総務環境常任委員会で5月に愛知県豊田市の行政視察をしたときに、豊田市が債務業務を一元化してですね、債務管理課というのをつくって、なおかつただそれで一元化するだけじゃなくて、やはり低所得で収納ができない方々の関係の福祉のサポートというところまで含めてですね、良い動きをされてたんで、ぜひ霧島市も、ちょっと組織的なところもありますし、今後の予算というところもあるんでしょうけども、ちょっと債権の徴収の作業っていうのを見直したほうがいいなと思いましたのでそこを執行部のほうに提案したいと。

○委員（仮屋国治君）

財産管理課と教育総務課の教職員住宅の売却に関して、青葉小で校長住宅577万、共同住宅601万というのが令和4年度の決算で財源が確保できてるわけですがけれども、国分隼人の教職員住宅はもう用途廃止をするというのが、残り15件ほどあるというお話でございましたけれども、当局のほうは年に2棟ずつ、基本2棟ずつぐらいで処理をして令和8年度で終わらせたいというような答弁でしたが計算もあっておりません。多分2棟ずつやってたらだと過ごしていられるんだろうと思うんですけども。家屋などの不動産は年が経てば経つほど資産価値というのが落ちてまいります。なぜこれが一括して処理できないのかという、非常に疑問に思うところがあります。できましたら6年度の当初予算で一括して処分の方で進めていただくように提言をしていただければと思っております。年次的に進めるというのは行政手法かもしれませんが、業務量としてさほど、やるのに量的なものはないというふうに思いますのでそのような提言をしていただければと思っております。

○委員（宮田竜二君）

ちょっと先ほどの宮内委員の御意見と相反することなんですけど。私としては今回の決算書、予算書もそうなんですけどペーパーじゃなくてデータで欲しいんです。宮内委員はいろいろこう紙質とか同じ文字の大きさとかをいわれているんすか、今回もいつもそうなんですけど職員の人々が資料が差し替えとか訂正とかあるんですが、もうばたばたばたばたしてる。あれはいわゆるなんて言うのか。最近言うブルシット・ジョブというか、もうやらなくていい仕事をやってるわけですね。ですからもっとデータにして、要はパソコンで見れるような感じでしていただきたい。それもすぐ検索できる。どこにどういうデータがあるのか検索をできるようにしていただきたい。そうすればこういうのを持ち歩く必要がなくて、ここでも見えますし、家に帰ってもずっと調べることができる。今、ほかの議員もいろいろ、キャリアケースに入れたりして工夫されてますけども、そういうのもう今どきないと思うんで、私としてはもうDX始めてますんで、もうこれを機にDXを議会のほうも、すぐ早めに進めていただきたいなというのがちょっと提案させていただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

今の宮田委員の発言はですね、やはりこの世代の違いだろうというふうに思うんですね。宮田委員のようにパソコンを使いこなして、駆使してですね様々な情報を得ているという、そういう世代と我々の世代っていうのは、もう全く育った環境も違うし、これまで実際に議会の中でですね、様々な得られる資料等についても紙媒体が普通だという状況なんです。将来的には恐らく今おっしゃったような形になっていくんだろうというふうには思いますけれども。我々の世代が議会の中で活動している間はですね、やはりそういったところにもぜひ目配りをしてもらって、そういった人たちも十分に資料の目通しができて、そしてその事前の学習もできるようなまた委員会でそれが活用できるような形というのをですね。それぞれポジションが違いますので、違いがあるかと思えますけれども。相反するという問題ではなくてそこは当然、共存できる環境だろうというふうに思いますから、相反する意見だというような言い方での改善策というふうにはならないというふうに思いま

すので、そういう御理解をしていただければと思います。

○委員（仮屋国治君）

その媒体に関しては今おっしゃったようなことじゃないのかな。あと何年か我慢すればそうなるかもしれないけども。共存していかざるを得ないのかなというふうに思っております。冒頭に宮内委員がおっしゃいました、決算書類の内容につきましては、確かに私も目がしばしばして午後から疲れてきたりするほど文字が小さかった。それと、決算委員会じゃなくて事業評価委員会なのかなという感じるぐらい数字の明記がなさ過ぎたという感じがしております。ですからおもなる施策の成果というのを出してありますけれども、やはりこれは予算に相對したものをやはり出してきてほしいし、それから主なる成果の施策の成果だったらその中に財源また事業費の内訳等は必ず明記をしていただくような、そういうこともつけ加えていただければいいのかなと思っております。

○委員（久保史睦君）

今仮屋委員言われたとおりですねこの成果という部分に関して、この成果表において、ちょっと結果ありきなのかなという、もう少しですねその予算書に伴う成果、具体的な成果であったり改善された部分であったりというのは、もう少し具体的に明確にですねこの成果のところへ載せていただきたい。どうしても成果じゃなくて単なる結果というふうにしか見えないところがあって。これがまた各部署によって偏りがあるもんですから、こういう書き方しかできないのかもしれないんですけども、そこら辺は少しこう価値的な議論が交わせるような成果という部分の表記ができないかなということを、要望できるのであれば要望していただければなというふうに思っております。

○委員（徳田修和君）

関連のようなことになるんですけども、主要な施策の成果で各課出しているんですけども。当初予算において当初予算の主要事業ということで、それぞれの課が目玉となる事業特記されております。できれば当初予算で特記された事業に関しては、施策の成果としてしっかりと報告を上げていただきたいというふうに要望いたします。

○委員（下深迫孝二君）

事業費がですね、どうしてもまとめて金額を出したりしてるんで、当初予算の場合はほら、少し細かくこう出してますがね。ああいう形のやり方と、そして字を小さく書いとけば質疑が出ないということでやってるんじゃないか、故意にやってんじゃないかと思うぐらい小さかったので、そこら辺はもう少しやっぱ大きくですね見やすい感じで、細かく数字を出していただければ、それだけ質疑をする時間は短くて済むわけですからそのこともお伝えいただいたらと思います。

○委員長（山口仁美君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 4時33分」

「再開 午後 4時35分」

○委員長（山口仁美君）

再開します。

○副委員長（今吉直樹君）

令和4年度は和牛能力共進会が本市で開催されて、その結果大変優秀な成績を収めました。しかしながらその効果が生産農家や肥育農家に波及していないというのは、恐らくその消費が上向かない、食べる人が減っている、届いていないというところにあるというふうに思います。質疑の中でも聞いたんですけど、稼ぐ力向上プロジェクトという農政畜産課の事業がありまして、こちらの執行率が40%ぐらいなっています。これはなぜかというとな生産者が自ら販路拡大に動くような制度内容なんですけど、なかなか作る人は作るのがプロであり、販売までは手が出せない部分があると

いうところで恐らく申請する方が少ないと。であればその商工業者が小売であったり、直接卸でレストランや百貨店等に販売するので、そこまで対象範囲を広げるとかそういった政策の工夫をしなければならぬのかなと思うので、そこはちょっと細かい部分になりますけれども、稼ぐ力向上プロジェクトの補助対象範囲の拡大というのを1点要望しておきます。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ではないようですので自由討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は2022年度の霧島市一般会計決算に反対の立場から討論をさせていただきます。反対の第1の理由は2012年3月に策定された、霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づいて、2022年度は横川長安寮と高千穂保育園が民営化されております。2021年度の比較で見ますと2021年度に養護老人ホーム費として計上されていた8,116万1,000円が2022年度は削除されました。公立保育園運営事業3,234万4,000円も削減をされております。今回の民営化によって公立養護老人ホームは全て廃止になっております。公立保育園についても山間部の3園のみが残されている。こういう現状があります。これは高齢者や子育て政策の大きな後退であるということを指摘をいたしたいと思います。第2はマイナンバーカード発行事業についてです。マイナンバーカードは本年3月末の霧島市における交付率が72.26%であり、それは全国平均67.02%を上回っております。決算額も市民課とDX推進課の事業費で総額6,702万1,000円が投入をされております。岸田政権は2022年10月に、2024年秋に健康保険証を廃止をしてマイナンバーカードに一本化するとし、交付率の低い自治体には地方交付税を削減するとの制裁措置を打ち出し、地方自治体が競うようにマイナンバーカードの交付を推進いたしました。しかし、その後病院窓口での誤登録などのトラブルが相次いで、そのまま事業を継続をすれば、全国で108万件以上のトラブルになるとの推計値も出されました。そのような経過で7割なりを超える国民が廃止や中止を求める事態に発展をしたのがこのマイナンバーカードであります。同時にマイナンバー受注企業4社から、自民党に5億8,000万円もの献金疑惑も明らかになっております。保険証の廃止は、市民の命に直結する問題であり、現行制度を継続すべきであると申し上げておきたいと思います。第3の問題は部落解放同盟隼人支部に対する補助金78万円についてであります。同和地域を対象にした地域改善特別措置法は既に2002年に失効しております。この事業を継続をさせるということは、社会的に解決している部落問題を掘り起こし固定化させることにつながる。住民の間に新たな垣根や逆差別を生み、同和問題の解決に逆行するものだという事を指摘をして本案の討論をいたしたいと思います。

○委員長（山口仁美君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（徳田修和君）

私は議案第65号令和4年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論します。令和4年度の財政運営については、霧島市経営健全化計画第4次の計画達成に向け財政の健全性の確保に努めてきた結果、令和4年度一般会計決算は歳入総額730億4,225万1,000円、歳出総額682億9,087万5,000円で歳入総額から歳出総額を差引いた形式収支は、47億5,137万6,000円。さらにこの金額から翌年度へ繰り越すべき財源12億3,045万2,000円を差引いた実質収支は、35億2,092万4,000円の黒字となっております。また、令和4年度末の市債現在高は、485億9,537万2,000円で、前年度末よりも約30億1,000万円の減。財政調整に活用可能な3基金の合計残高については、76億7,048万円となり前年度末より約1億2,000万円下回っているものの当初の計画を上回っております。これは今後中長期的な財政収支の均衡を保ち、将来においても安定した財政運営を行うために必要であ

ると認識しております。歳入面を見ると市税決算額が合併後過去最高となる169億8,293万9,000円となったことに加え、各収入の徴収率向上などに取り組む一方、ふるさと納税などの自主財源確保にも努めております。歳出面では、大規模災害復旧事業の実施、新型コロナウイルス感染症等緊急対応策の実施などを初めとして各所管において市民生活に直結する事業が取り組まれてきております。中でも社会体育施設の修繕や小中学校施設の改修工事等が大きく進んだことを私は高く評価しております。健全化判断比率と資金不足比率を見ても、いずれも国の示す早期健全化基準を下回っており、比較的健全な財政運営が行われてきたものと判断いたします。以上のことから本議案については認定すべきものと判断できると考えております。委員諸兄の御賛同を求めまして討論を終わります。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第65号について認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立9名、起立多数と認めます。したがって、議案第65号は認定すべきものと決定しました。

△ 議案第66号 令和4年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第66号、令和4年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての自由討論に入ります。意見はありますか。

○委員（宮内 博君）

令和4年度の国民健康保険税は、令和3年度引下げを行ってそれが継続をされております。そういう意味ではですね1点評価ができるというふうに思いますが、ただ基金残高を見ますと委員会の議論の中でも明らかになりましたように5月末現在出納閉鎖時期の基金が6億1,654万7,000円ということで報告がされております。同時に法定減免を受ける世帯数は全体の68.1%と。さらに所得100万円以下の世帯が61.1%ということで報告もされております。令和6年度の事業に当たって、これらのことも十分配慮してですね新たな負担増を招かない。そしてできれば負担軽減のためのですね、そういう取組を前に進めるような事業に取り組んでいただきたいということをこれは要請をしておきたいと思っております。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討論を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第66号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第66号については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

△ 議案第67号 令和4年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第67号、令和4年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員長（山口仁美君）

それではまず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

私は2022年度後期高齢者医療特別会計決算に反対の立場から討論に参加をさせていただきます。後期高齢者医療制度は、病気にかかりやすい75歳以上の高齢者を別枠の医療保険制度に囲い込む制度としての問題が指摘をされる中、その保険料率は2年に1回の見直しが行われております。鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、2022年度の保険料について均等割を2021年度との比較で1,800円高い5万6,900円、所得割率は0.5%高い10.88%として事業を行っております。さらに2022年度は10月から年金収入200万円以上の人に、病院窓口での2割負担が導入をされ、383万円以上の現役並み所得者には3割負担が導入されたのであります。保険料限度額も66万円に強化をされております。決算委員会の議論の中で所得の少ない人に制度が適用される軽減措置について、7割、5割、2割軽減の方が被保険者の83%に上ることが明らかになっております。所得が少ないための軽減措置を受けていることがこの数字からも明らかであります。後期高齢者医療制度はその仕組みとして、後期高齢者の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料の値上げに直結をしており、露骨な受診抑制をもたらす最悪の医療保険制度として、我が党は指摘をしてまいりましたが、この間の負担増と軽減措置の後退はそのことを一層を明らかにしております。高齢者が安心して老後を送ることができる制度こそ求められているということを指摘をして本案に対する討論といたします。

○委員長（山口仁美君）

次に原案に賛成者の発言を許可します。討論ありませんか。

○委員（宮田竜二君）

私は、議案第67号令和4年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場を明確にして討論いたします。後期高齢者医療制度は75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障害があり、認定を受けた方を被保険者として、その方々の医療費を社会全体で支え合うものであります。全体的な制度の仕組みとしましては、被用者の保険制度からの支援金として、国からの負担として、あと加入者の保険料割合、それぞれ変更がなされておりますけれども、その保険料も世帯の所得の状況により7割、5割、2割の軽減措置が設けられております。よって特に低所得者に対してかなり優遇された制度となっております。現在、我々を取り巻く環境につきましては少子化高齢化につき、次元の少子対策の財源として健康保険料、他の社会保険料を向上させるような動きも出ております。今のところ、今回に関しまして、今回の本年度の決算につきましては財政的にも健全経営がなされております。現状の対策、この今回の決算につきましては認定すべきであると申し上げ賛成討論を終わります。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第67号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立9名で起立多数と認めます。したがって、議案第67号は認定すべきものと決定しました。も

うすぐ午後5時になりますが審査を続けます。

△ 議案第68号 令和4年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第68号令和4年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。それではまず原案に反対者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

私は、2022年度霧島市介護保険特別会計決算認定について反対の立場から討論に参加をいたします。介護保険制度は2000年に制度が開始をされました。サービスの利用料は原則1割負担で推移をいたしました。2015年8月に2割負担が導入をされ、2018年8月から単身者で年金収入とその他の合計所得金額が340万円以上の人。夫婦2人では463万円以上の者に対する3割負担へと利用者やその家族に大きな負担が強いられている中にあります。2022年度の介護保険事業は第8期事業の2年目でありました。第8期介護保険事業にあたり、霧島市は世帯では住民税課税、本人非課税の基準額で年額7万3,800円へと、第7期事業との比較で2.84%、2,040円の保険料を上げております。それを受けて実施されました介護保険事業は、昨年5月の出納閉鎖時には8億8,727万1,529円の基金積立てが報告をされましたが、本年5月にはそれが11億1,999万7,100円となり、さらに2024年5月には13億9,000万円になるとの予測も執行部から報告をされているのであります。その結果、基金残高は第1号被保険者が支払う2022年度介護保険料調定額22億4,833万1,115円の49.8%を占めることとなります。厚生労働省は2008年8月の通達において、介護給付準備基金は各保健所において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画において歳入として繰り入れるべきものと考えており、多額の基金がある中での介護保険料の引上げは行うべきではなかったということを、今回の決算は明らかにしております。そういう立場から本案に対する反対討論といたします。

○委員長（山口仁美君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（久保史睦君）

私は公明党霧島市議団を代表し、議案第68号令和4年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場を明確にし討論をいたします。令和4年度介護保険特別会計の決算額は、収入済み額117億3,851万9,712円。支出済み額は、111億6,953万3,814円となり形式収支は5億6,898万5,898円の黒字となりました。歳出総額の89.2%を占める保険給付費の決算額は99億6,133万9,546円に対前年度比0.26%の減となり、安定した保険給付に努めているものと評価をいたします。また、第1号被保険者の保険料について、低所得者の方への負担軽減や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等への支援策として、保険料の減免を引き続き行うなど、安定かつ円滑な事業運営に一定の評価がされます。また、出納閉鎖時の5月末現在の介護給付費準備基金の積立金残高は11億1,999万7,100円となり、この基金についてはこれまでも必要に応じて適切に取崩しを行い保険料の軽減に充当されてきました。今後、安心して安定した介護サービスを受けることができるよう、未来を見据え、間近に迫る2025年問題や加速化が予想される少子高齢化への課題等に向き合い考慮したとき、介護給付費基準準備基金の積立ては、安心安定を担保した持続可能な介護保険制度の運営に対し、妥当な金額であり、今後の適切なサービス提供においても必要な財源であり、評価するものであります。以上の理由により本議案は認定すべきであると申し上げ賛成討論

を終わります。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第68号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第68号は認定すべきものと決定しました。

△ 議案第69号 令和4年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第69号令和4年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第69号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第69号については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

△ 議案第70号 令和4年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第70号、令和4年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第70号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第70号については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

△ 議案第71号 令和4年度霧島市水道事業会計決算認定について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第71号令和4年度霧島市水道事業会計決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第71号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第71号については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

△ 議案第72号 令和4年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第72号令和4年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第72号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第72号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第73号 令和4年度霧島市工業用水道事業決算認定について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第73号令和4年度霧島市工業用水道事業会計決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。それではまず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

私は、2022年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について反対の立場から討論に参加をしたいと思えます。工業用水道会計は、令和4年度営業収益576万5,680円に対してその費用は2,461万9,633円で運営をいたしております。そのために一般会計からの補助金300万円。長期前受金戻入れの1,842万3,000円によって賄われていることが明らかになっております。一般会計からの300万円の繰入れを必要とするその大きな要因の一つは、使用料金、1立方メートル当たり45円という低料金に大きな要因があります。例えば1か月、30立方メートルの水を使用した場合、工業用水道の料金は1,350円に対して一般家庭13mmでは3,784円。20mmでは4,224円であり、一般家庭は工業用水道の13mmで2.8倍、20mmの水道で3.1倍の水道料金を支払っている事実があります。条例上は1日50t以上の50立方メートル以上の工業用水を利用することを想定をしてこの料金が設定をされている背景がありますが、決算委員会の中で明らかになったのは1日50立方メートルを使用する企業はこの地域に立地をしていないということも明らかになったところでもあります。一般の家庭と余りにも開きの大きいこの水道料金の改定は、市民の皆さんの中でも意見が出されている問題であります。この

ことは、令和5年度検討会を設置をして新たな課題を議論をしていくということが執行部のほうからも説明がありましたけれども、早期に改善を要する問題だということを指摘をして本案に対する討論といたしたいと思います。

○委員長（山口仁美君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。討論はありませんか。

○委員（宮田竜二君）

私は、議案第73号令和4年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について賛成の立場を明確にして討論いたします。本市の工業用水道事業は、上野原テクノパーク内の立地企業等の産業基盤確立のために、安定的かつ安い水を提供しております。経営的には一般会計から300万円の補助金を繰入れをしており、経営的には課題がありますが本日の審査では、令和5年3月に改善の協議会を開催した。今後もしろいろこの工業用水事業について改善の協議をしていくということでしたので、今後の運営のやり方に期待を込め本決算につきましては認定すべきものと申し上げ賛成討論を終わります。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第73号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立9名で起立多数と認めます。したがって、議案第73号は認定すべきものと決定しました。

△ 議案第74号 令和4年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第74号令和4年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第74号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第74号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立9名で起立多数と認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第75号 令和4年度霧島市下水道事業会計決算認定について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第75号令和4年度霧島市下水道事業会計決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 5時05分」

「再開 午後 5時09分」

○委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。討論はありませんか。それではまず原案に反対者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

私は、2022年度霧島市下水道事業会計決算に反対の立場から討論に参加をいたします。私は、本議案に反対をするのは、本事業に導入されております受益者負担金の一括納入に対して支払われる前納報奨金の問題についてであります。このことはこれまでも繰り返し指摘をしてきたところではありますが、本決算においてそれが改善をなされておられません。2022年度決算における受益者負担金を納入された件数は179件との報告がされております。一方で前納報奨金として支払われる報償費は129件1,069万9,900円を計上をしております。この受益者負担金は5年分を一括して納入した場合、20%の報奨金を受け取ることができる制度が継続をされている問題があります。バブル期に制度が導入をされてそれがそのまま継続をされているという問題があります。しかし、現在の銀行金利は、委員会の中でも議論がありましたように、ほとんど利子のつかない低金利が実態であります。現在の金利、5年間の定期預金で年間利率0.002%であります。20%の報奨金は10,000倍であることも委員会の議論の中でも明らかになりました。その現実から見ましても制度の見直しが求められていることは明らかであります。これまで議論されてまいりましたように、受益者負担金納入者の約85%が前納報奨金を受けているということが言われているわけではありますが、それは受益者負担金1㎡430円の負担は実質344円で納められていることになるのであります。この制度のさらに大きな問題は一括納入できない所得の低い市民に大きな負担を強いる結果になっていることを指摘をしなければなりません。私は、受益者負担金一括納入報奨金20%の現行制度を改めて、現実に納められている受益者負担金へと負担金の引下げにつながることを強く求めておきたいと思っております。以上の理由から本決算には反対であります。

○委員長（山口仁美君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（宮田竜二君）

私は、議案第75号令和4年度霧島市下水道事業会計決算認定について賛成の立場を明確にして討論いたします。下水道事業は、国分隼人の市街地や牧園地区の観光地等の汚水を処理し、快適な生活環境の確保、河川等の公共用水域の水質保全を資することを目的に実施されているものですが、今回の決算におきまして私が賛成すべき点は2点あります。1点目は純利益1億8,414万9,221円の黒字経営であることです。2点目。見次地区を含め日当山地区も含め4地区7か所の雨水対策事業に着手している点です。このように健全な財政運営がなされており、それ以外にも霧島市民の安心安全面に寄与する事業です。本決算については認定すべきものであると考えます。以上で賛成討論を終わります。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第75号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立9名で起立多数と認めます。したがって、議案第75号は認定すべきものと決定しました。

△ 議案第76号 令和4年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第76号令和4年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第76号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立9人で起立多数と認めます。したがって議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第77号 令和4年度霧島市病院事業会計決算認定について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第77号令和4年度霧島市病院事業会計決算認定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第77号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第77号については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

△ 議案第78号 令和4年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

○委員長（山口仁美君）

次に、議案第78号令和4年度霧島市病院事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第78号について、原案のとおり可決

すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第78号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（山口仁美君）

議案14件について委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○副委員長（今吉直樹君）

運営改善ですね、運営改善近いものですが、事務事業振り返りシートと、こちらの主要な成果の資料の連動をしていただけるとより審査がスムーズに進みますし事業内容も聞く時間も省けてよろしいのかなと思いますのでそちらもつけ加えていただければと思います。

○委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「一任」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。以上で、全ての日程を終了しました。これで決算特別委員会を閉会します。御苦労さまでした。

「閉 会 午後 5時18分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

決算特別委員長

山口 仁美